

第百十四回国
参議院文教委員会會議録第二号

平成元年三月二十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

二月十四日

辞任 木宮 和彦君

補欠選任 亀長 友義君

二月十五日

辞任 亀長 友義君

補欠選任 木宮 和彦君

三月二十三日

辞任 小野 清子君

補欠選任 石井 道子君

三月二十四日

辞任 寺内 弘子君

補欠選任 岩崎 純三君

三月二十七日

辞任 石井 道子君

補欠選任 小野 清子君

三月二十八日

久保 亘君

補欠選任 龜山 篤君

辞任 竹山 裕君

補欠選任 大塚清次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

杉山 令肇君

理事

仲川 幸男君

委員

林 寛子君

柏谷 照美君

佐藤 昭夫君

小野 清子君

大塚清次郎君

○委員長(杉山令肇君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠として亀山篤君が選任されました。

○委員長(杉山令肇君) この際、西岡文部大臣及び麻生文部政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。西岡文部大臣。

○国務大臣(西岡武夫君) このたび文部大臣を拝命いたしました西岡武夫でございます。

教育、学術、文化の振興を図ることは国政の基本であると考えております。特に今日教育改革は政府全体の重要な課題であり、所要の施策を積極果敢に推進する必要があると考えております。

このような重要な時期に、文教行政に対する国民の信頼を損なう事態が生じたことはまことに残念であり、申しわけないことと思っております。私は、綱紀の肅正の一層の徹底を図り、真に国民の期待にこたえる教育改革の実現に全力を傾け、この努力の中において文教行政に対する国民の皆様方の信頼回復に努めてまいり所存でございます。

当委員会の御審議の趣旨を体して、文教行政を進めてまいりたいと考えておりますので、委員長並びに各委員の皆様方の御指導、御協力をお願い申し上げます。

○委員長(杉山令肇君) 麻生文部政務次官。

○政府委員(麻生太郎君) 他日、文部政務次官を拝命いたしました麻生太郎であります。

何かと問題多き文部省、文教行政、いろいろ御批判をいただいておりますところでありまされども、西岡大臣を補佐し、全力を挙げて文教行政の改革推進に努めてまいりたいと思っております。

皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(杉山令肇君) 次に、国立劇場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。西岡文部大臣。

○国務大臣(西岡武夫君) このたび、政府から提出いたしました国立劇場法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和四十一年に国立劇場法が制定されて以来、特殊法人国立劇場は、主として我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図ることににより、我が国の文化の向上に寄与してまいりました。

一方、オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等現代舞台芸術のための国立の劇場については、その設置について関係者の長年にわたる強い要請を受けて、鋭意調査検討を重ねてきたところでございますが、平成元年度には、この劇場について実施設計を完了するとともに、敷地整備工事を実施する予定でございます。

現代舞台芸術のための国立の劇場は、我が国現代舞台芸術の振興、普及の中核となる公共の施設であり、また、多様な現代舞台芸術の創造活動を推進する劇場に適した弾力的な運営を行うことが必要であります。この観点から、その設置、運営は、特殊法人国立劇場が行うものとし、これに必要な国立劇場法の改正を行い、開場に向けて諸準備を推進しようとするものであります。

次に、本法律案の内容について御説明いたします。まず第一に、国立劇場の目的に現代舞台芸術の

公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その普及及び振興を図ることを追加することとしたしております。

第二に、役員の任命に関しては、行政改革の趣旨に沿って、理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命することとしたしております。

第三に、国立劇場の業務に、(一)劇場施設を設置し、現代舞台芸術の公演を行うこと、(二)現代舞台芸術の実演家等の研修を行うこと、(三)現代舞台芸術に調査研究等を行うこと、(四)劇場施設を現代舞台芸術の振興または普及を目的とする事業の利用に供すること等の業務を追加することとしたしております。

第四に、罰則等に関して、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(杉山金雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 大臣になられてからは初めての文教委員会だと思っておりますので、本来であれば大臣の所信表明をお伺いし、そして質疑に入るといのが順当であらうかというふうに思いますが、日切れ法案というふうには思っていないわけであり、また、この法律は、文部省自体も準日切れ法案だと、こういう説明を我が党に対してされておりますので、そういう意味ではいろいろ問題もありませんが、決定をしてこまごままいりましたからこの法律案に入るわけであり、一つ先ほどの大臣のこ

あいつに間違いたしまして質疑をいたします。きのう、我が国最大の企業でありますNTTの真藤前会長が起訴をされた、そしてマスコミの伝えるところによればきょうは加藤元労働事務次官

が起訴をされる、こういうことでございます。こうしますと、NTTのルートが終わり、労働省のルートが終わり、そうするとあとは政治家のルートと文部省ルートだと、こういうことをみんな思っているわけであり、高石前事務次官がリクルート株主みれの一連の文政行政につけたこの汚点というものは大変なものがあるというふうな私どもは考えているわけであり、文部省、文部省ルートの捜査について大臣はどのような感触

とございますか、お答え申し上げますか、今、

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

現時点におきまして司法当局の調査が進んでいる段階でございます。私の立場からその状況につきまして言及することは差し控えた方がいいのではないかと、このように考えておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○粕谷照美君 それでは、文政行政に対して一連のけじめをつけなければならぬ、こういうふうな私どもは思っております。大臣としてなさるべきことは一体どのようなことをお考えになっておりますか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

今回の高石前事務次官の問題をめぐりまして、大変先ほど冒頭のごあいさつで申し上げましたように、文政行政についての国民の皆様方の信頼を著しく損ねたということについての責任を痛感いたしているわけでございます。私、文部大臣を拝命いたしましたから文部省の幹部の皆様方また省内の皆様方に、一つはやはりこの信頼を回復するために、まず省内の綱紀を肅正するという

ことは当然でございますけれども、同時に現在の教育改革、教育行政に打って一丸となって真剣に取り組みするという、その努力の中でしか国民の皆様方の信頼を回復することができないということを申し上げ、話し合ってきたところでございます。

同時に、一月の段階で高石前事務次官と私直接会いまして、伝えられておりました衆議院選挙の出馬ということにつきまして、これはこの際断念すべきであるということを強く説得をしたところ

でございます。その結果、私の感触と申しまうか、私の責任において高石前事務次官の次の衆議院選挙における出馬はないということを公表させていただいたところでございまして、ただ問題は、このことだけでけじめがついたというふうには考えていないわけでございます。当然、司法当局の調べが進んで、これに一つの区切りがついたところで私としてはどうすべきであるかということとを改めて考えたい、このように考えている次第でございます。

○粕谷照美君 出馬を断念すべきである、私どもも当然出られないというふうに思っておりますけれども、御本人の口から断念いたしますというところを大臣は耳にされたんですか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

このことにつきましてはいろいろな、まだ一月の段階でございまして、高石前事務次官と私直接あるいは間接にもお目にかかったり、お話を電話で申し上げるというような機会をその後持ち得ないで今日に至っているわけでございますが、一月の段階におきましては少なくとも私の責任において高石前事務次官は出馬しないということを公表させていただいたわけでございます。高石氏がみずからそのことについての公表をするという問題は、御承知のとおり今のところ公式には行われておりませんが、そのことについては、私自身が一月に発表をしたことについてそのまます受け取りをいただいて結構である、私から今この時点で申し上げられる内容は以上でございます。高石氏がどのような発言、どのような物の言い方を私にしたかということにつきましては、その詳細についてはお話を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○粕谷照美君 大臣としては出るべきではない、という態度でお話をなさったんだというふうに思いますが、それでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○粕谷照美君 高石問題はこれからは司直の手に

ゆだねられるであろうということに、私も当然のことだというふうに思いますけれども、臨教審問題に関連いたしまして、臨教審問題に関連いたしました政治家ですね。当時の中曽根総理、当時の官房長官藤波さん、それから当時の文部大臣森さんですね。それから文教委員長という、いろいろあるわけでございますけれども、こういう臨教審に関連をした政治家がリクルートから大変な株をもらっているということについては大臣は一体どう

いうお考えをお持ちですか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

臨教審の問題につきましては、結果としてそういう印象を与えてしまったということについてはまことに遺憾なことであると考えますけれども、その間の直接的なかわり方につきましては私自身今の席で具体的なことを申し上げる材料を持ち合わせておりませんし、また、そのことについて云々するという今立場ではないのではないかと考えますので、非常に結果として今いろいろと論じられていくことが、先ほど申し上げましたように文部行政についての信頼を損なわしめているということについてはまことに残念なことである、このように申し上げるほかございません。

○粕谷照美君 政治家の問題はこれからまたいろいろと司直の手も入るであらうし、明らかに点が多くなるであらうかと、こういうふうには思いますけれども、この高石前事務次官の問題に関連して、結局職務権限、つまり文部省のお役人としての仕事、それから選挙が文部省ぐるみで行われたというような問題、あるいは地位利用と私学関係の問題など、当文教委員会におきましては昨年も厳しい指摘が相次いだわけでございます。そういうことも絡まりまして文教委員会に証人喚問だとか、あるいは参考人として出席を求めるとかというふうなことが、参考人の部分については決定したわけですが、御本人が入院をなさって実現しないままにこういう状況に立ち至ってしまったということについては、私どもは

大變残念なことであつたというふうに考へてゐるわけですが、西岡文部大臣としては断固として文部省のこのやうな一連の疑惑に対しては対処をしていくという御決意であるということをお話でもわかりましたけれども、もう一度確認をさせていただきましてこの点については終つたと思ひます。

○國務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

国会が御決定になる問題とは別に文部省としてやらなければいけないということにつきましては、先ほども申し上げましたように文教行政の信頼を回復するために省内一丸となつて今後努力をしなければいけない事柄であると厳肅に受けとめてゐるところでございます。

○粕谷照美君 それでは法案に入りますが、今の問題とちよつと関連があるわけですが、第二国立劇場設立準備協議会、この委員に江副さんが就任しているわけでございます。六十二年九月一日に委員に就任されましたけれども、その理由は一体どのようなことでございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまお話ししの第二国立劇場設立準備協議会でございますが、これは第二国立劇場、仮称でございますが、設立に関する重要事項、これは目的、性格、事業あるいは施設、管理運営といったやうな重要事項に關して調査研究を実施するということで設置されたものでございまして、その委員は芸術、文化各分野の代表、あるいはマスコミ関係者、その他の有識者から構成されてゐるものでございます。

それで、昭和五十九年にこの設立準備協議会の中に既にオペラ団体の代表といたしましてはオペラ団体協議会の朝比奈隆氏が入つていたわけですが、在京のオペラ団体からの強い要望がございまして、在京オペラ団体の代表を入れてほしいということがございました。そこで、五十九年に在京のオペラ団体の代表といたしまして、財団法人日本オペラ振興会の理事長でありました西直彦氏に委嘱をしたわけですが、そこで西直彦氏がそのメンバーとして入つておりました

形で推移しておりましたところが、昭和六十二年の二月に西氏が亡くなりまして、その後任としてその財団法人日本オペラ振興会の理事長に江副氏が就任いたしましたために、六十二年の委嘱の際、六十二年の九月一日からでございますが、江副氏にこの協議会の委員をお願いした、こういうことと日本オペラ振興会の理事長の交代に伴つていふば自動的にその後任の江副氏をお願いしたといふやうな次第でございます。

○粕谷照美君 確かに江副前会長は日本オペラ振興会の理事長で、そこに年間一億四千万の寄付をしていらつしやるんですか、これは議事録で明らかになつておりますけれども、一億四千万の寄付を毎年このころしておられますという、証人喚問のときにお話しをしていらつしやるわけでありませう。そうしますと、文化庁としては役職で選んだ、つまりオペラの振興会の理事長だから江副を選んだ、こういう理解でおられるわけですか。そういたしますと、江副さん今やめしましたね。やめた後はなぜその理事長が出てこないのですか。そのところがちよつと不思議ですね。

○政府委員(横瀬庄次君) その点につきましては昭和六十三年度の委員の委嘱に当たつて委嘱の人選を行ったわけですが、そのときにそれまでの協議会出席の状況を勘案したわけでございますけれども、江副氏は本務が大変多忙であるといふことで出席の見込みがないといふことなどから委員としての委嘱を行なかつたわけでございます。そこで、オペラ関係の代表といふものが一人欠けるということになりましたので、そのかわりといふわけでもないわけですが、オペラだけではなく音楽関係についてすべてに通曉しておられます作曲家でございました芥川也寸志氏をその後任として選んだといふやうな経過になつております。

○粕谷照美君 役職で選ぶのか、人で選ぶのか、こういうことになつて、例えば芥川さんの場合はお亡くなりになりましたけれども、人で選ばれたんだというふうに私は考へるわけですよ、実力、

人で選ばれた。この江副さんの場合は何ですか。金で選ばれた、一億円出しているから選ばれたわけじゃないんでしょ、役職で選ばれたわけでしょう。役職で選んだとするならば、おやめになった後はまた役職で選んでくるということになるんじゃないですか、普通であれば。

○政府委員(横瀬庄次君) 六十三年度の時点でございますので、江副さんは先ほど申しましたやうに本務多忙のために出席の見込みがないといふことと、いわば残念ながらそういう出席の見込みがないといふことからお願いできなかったわけでございます。その時点ではまだ江副さんは当然オペラ振興会の理事長でいらしたわけでございます。したがうして、その理事長を選ばなくなつたといふことでございまして、そこで音楽界の全体の指導者でもございました芥川也寸志先生をかわりにお願いをした、そういうことで推移をしてきたわけでございます。

○粕谷照美君 私はその辺がどうも文化庁の説明が一貫していないように思ひますけれども、大体この江副前会長は半年しかやらないでやめになつてゐるわけでしょう。公務多忙と言つてほとんど出ていらつしやるなかつたんですか。出ていらつしやるやうな人をなぜ頼むんですか。そのところがわからないんです。だから基準はどこにあるんですかといふことを言つてゐるんです。

○政府委員(横瀬庄次君) この辺は先ほど申しましたやうに、できれば在京オペラ団体の代表を入れたいといふことで西直彦氏が日本オペラ振興会の理事長をなさつていたときにはこの準備協議会に御出席いただいていたわけでございますので、当然六十三年に委嘱がえをしたときには江副さんも恐らく御出席になられるだろうといふことでお願いをしたわけでございますけれども、大変本務が御多忙である、これは極度に多忙であるといふことで出席の見込みがないといふことがその後になつてわかつたわけでございます。そこで六十三年度の委嘱がえのときには残念ながら在京オペ

ラ団体の代表といふものを入れるということがなかなか難しいといふことがわかつたものですから、そこで芥川先生にお願いをした、こういうこととでございます。

○粕谷照美君 いろいろおつしやるけれども、ミスキヤストであつたといふことだけははっきりいたしましたね。とにかく政治家に株を配ることに一生懸命でとても出ていられなかつたのではないだろうか、こういう感じがするわけでありませう。

それで、私文句を言うわけじゃないんですけども、この準備協議会委員名簿を見ますと全員男性なんです。評論家だとかいふやうな方々の中には女性も私いらつしやると思ふんですよ。何々の会長なんといふ人にはいませんけれどもね。パレエのことなんて、プリマなんといふのは男のプリマといふのはないんでしょ。そういうことをいろいろ考へてみますと、全然女性を入れないやうな、こういう準備協議会名簿なんといふことは今後はなくしていただきたいといふことを強く要望しておきます。

それで、先日衆議院へ行つてまいりました。衆議院の文教委員会がちよつととりましたね。なぜかといつたら江副をなぜ任命したのか、当時の課長にきちんとした話をしてもいい、こういうことで課長が出てこれなかつた。大変うちの文教部会では怒つておりましたね。そういうことについてきちんと答弁ができるやうな私は体制をとつていただきたいといふことを強く要望しておきます。

それでは法律の中身に入ります。まず、法律そのものは国立劇場法の一部を改正する法律案と、こゝなつておりますけれども、簡単に言つて第二国立劇場(仮称)、この設立といふことになつておりますが、正式な名称といふのはいつできるんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまお話しのとおり第二国立劇場といふのは仮称でございますけれども、この施設の名称のつける時期でございますけれども、国立劇場にも現在本館とか、あるいは

演藝資料館とか、あるいは能楽堂とか文楽劇場というような施設がございまして、その今申し上げたのが正式の名称になっておりますが、それは特殊法人国立劇場の業務方法書の中において決定されるということになっております。したがって、第二国立劇場の名称につきましても、通常このような前例のような形でつけられるとすれば、国立劇場の施設になって、そして開場をされるというふうな年度になりましてから業務方法書の中にそれが書き込まれる、そのときに正式名称が決まる、こういうことになるわけでございます。文化庁といたしましてはそういう各方面にいろいろな案というものもあるわけでございまして、御意見をいろいろ勘案しながら正式名称について決定していきたいというように考えております。

○粕谷照美君 昨年の三月二十五日の日経を見てみますと、「第二国立劇場も開放」、つまり公共事業としてアメリカに開放するという、そういう記事が載っている中に「文化庁などが建設計画を進めている」「第二国立劇場（国立昭和芸術センター）」、もう考えているんじゃないですか。大体この昭和の時代に建つわけじゃないでしょう、これは元号に対して厳しい批判もあるときに元号をつけたこのようにことが新聞に出ている。アメリカに行つて説明されているんじゃないかと思いますが、それはどうですか。

○政府委員（横瀬庄次君） ただいまお話しした昭和芸術センターでございますか、という名前につきましては一時その一つの案として出たことがございまして、それがその新聞の上ではその名称が一般に言われているということを恐らくそういう認識もあつて書かれたことだと思ひますが、その昭和芸術センターという名称について私も正式に決定したり、あるいは専門家から成るいろいろな検討会議で内部的に検討されたというふうなことはございませぬ。

○粕谷照美君 正式にそういうお答えを伺えば私は安心いたしますけれども、私はちよつと国民的にも公募をするというふうなやり方も考えていいんではないかという考え方を持っているときに、元号をかぶせた昭和芸術センターとは何事かと、こういうふうな思つたものですから今質問をしたわけでありませぬ。

さて、この劇場が開場することが目の前に見えてまいりまして、文化庁大変御苦労なされたと思つてまいりませぬ。文部省も本場に頭の痛い時代が続いてきたと思ひます。二十年來というよりもつと前の、あの今の国立劇場ができるころからのいろいろないきさつがあることを考えますと、本当に大変な長い間御苦労なされたと思ひますが、この間にやっぱ大変な反対がありましたね、関係団体から。異論があつたといひますが、要望があつたといひますか。そういう関係団体の意見の調整というふうなものは現段階ではついでと、このお考えになっておりますか。

○政府委員（横瀬庄次君） 第二国立劇場の設立、このまでするに設立の準備過程というものは、先ほどお話がございましたように二十年來といひますが、大変長い経過を持つていられるわけでございますが、その間にはいろいろと専門家から御意見をいただきました。先ほどの第二国立劇場設立準備協議会というものは昭和四十七年に設置をいたしました。それ以来実員としては百五十人以上の外部の方々の御意見、中に入つていただいている御意見をいただいております。

ですから、そういう経過をたどつていられるわけですが、特に昭和五十九年度に、ただいま御指摘のことに関連いたしまして、第二国立劇場のための設立設計競技を実施する時点におきまして、一部の関係者の方々から一種の不満といひますが、そういう点が出されたことがございました。それは三つの点に集約されるわけでございますが、一つは設計競技を国際コンペにする、それから大劇場の客席数が少ないということ、それから三番目に周辺環境が適当でないというふうなことの御意見でございます。

それらにつきましては、それぞれ第二国立劇場の設立準備協議会等で検討いたしました。第一点の設立設計競技につきましては、これは建築士法上の条件の範囲内で外国人が参加できるように配慮するといふようなこと。それから大劇場の客席数につきましては、これはオペラ、バレエの上演に観望に良好な条件を確保するといふことを基本といたしてございませぬ。それから用地につきましては、これは周辺道路と連絡する道路を設けるということや、あるいは都市計画法上の制度にのっとりまして周辺の環境整備を行う。こういうふうなことで、芸術関係者あるいは建築家等の御了解が得られたというふうなことでございませぬ。

○粕谷照美君 まあ大体各種御要望は受け入れたと、この判断をしていらつしやるようであります。私はその前にもう一つちよつと大事なことが忘れられていられるんじゃないかと思ひますけれども、この中にコンサートホールというものが入つておりませぬ。このコンサートホールが除外をされたという理由、それから、これからこのコンサートホールなどを建てることについての文化庁の考え方はどのようなものでございませぬか。

○政府委員（横瀬庄次君） これは昭和五十一年の第二国立劇場設立準備協議会の基本構想の中では確かに今おっしゃつたようなコンサートホールも含まれていたわけでございますけれども、その後昭和五十五年に現在の予定地でございまして東京都渋谷区の東京工業試験所跡地が用地として予定された段階で、この設立準備協議会の中で検討を行いました結果は、コンサートホールを含めた基本構想をそのまま適用することは極めて困難である。そこで、その理想的なオペラハウスとしての大劇場を実現するためにはコンサートホールを外すことはやむを得ないといふことで関係者の了解が得られたわけでございます。

それで、その後でございますが、コンサートホールにつきましては、近年、地方公共団体とかあるいは民間等におきまして大変その専用のホールができてきておりまして、その中には極めて高い水準のものも少なくございませぬ。国立のコンサートホールは必要ないといふものがこういう状況の推移の中でかなり変わつてきているんじゃないかといふことでございませぬ。文化庁といたしましては、そういう状況の中で専門家の御意見もいろいろ聞いていかなきゃいけないと思ひますけれども、慎重に対処するといふことであらうかと思つております。

○粕谷照美君 関係団体の方々の御要望も絶対なくなつていられるわけじゃないから、東京集中だけでなくて、もつと地方にも国立のコンサートホールきちんとしたのを建てていいんじゃないか、こういう要望もあるわけですから、慎重に検討していくといふ今のお答えをお忘れなく十分に討議をしていただきたい、このお願いをしておきます。

それから、土地のことについて大変場所が悪いだとかなんといふいろいろなことがマスコミにぎわわせたけれども、今でも場所悪くなつておりますでしようか。どうも新宿へ都庁が移つていきました。そこからすつと行つて初台の駅から一分ぐらいのところになつていられるわけですね。悪いといへば、最初的基本構想よりはすつと離れた場所にできたといふ意味では悪いのかもしれませぬけれども、しかし余りよくなつたといふ状況も當時はあつたように思ひます。しかし今この周辺地域の環境整備に関連いたしまして、隣接地を都市計画法八条に基づく特定街区にするという構想が今あるようであります。これについて御説明をいただきたい。

○政府委員（横瀬庄次君） 特定街区制度と申しますのは、地権者全員の同意によりましてその街区全体の再開発を行うといふ都市計画法上の制度でございます。一定の公開空地、公開空地といふのは広場のことでございませぬが、広場等を提供することの代償といたしまして土地の容積率の割り増しを行う。そしてその余剰容積を街区内のほかの地権者の用に供することが可能になるというよ

うな制度でございます。手続といたしましては、都知事に対して地権者全員が特定街区の申し出を行いまして、そして都にございまして都市計画地方審議会の議を経て決定する、そういうような仕組みになっております。

第二国立劇場の予定地の周辺でございしますが、これは御承知のようにバスの車庫とかあるいはデパートの配送所というようなものがございまして、現況では我が国を代表する文化施設の環境としてはさらにその整備をすることがぜひとも必要であるということから、この街区に特定街区制度を導入いたしまして、国立劇場の建物と、それから調和のとれた高層ビル、それから先ほどの公開広場というものを整備いたしまして、そして同時にビルの中には、これは民間のビルの方でございしますが、ホールとかあるいはギャラリーとか、そういうことができるだけ文化的な色彩の富んだ施設を多く誘致することによりまして、いわば国立劇場を中心とした文化ゾーンが形成されるような、そういう方向で、これは現在地権者、あの地域のあの街区の中の地権者全員から成ります第二国立劇場周辺街区整備協議会というものを構成いたしまして、その地権者の中で議論をして協議を進めていくところでございしますが、大体そういう方向で進められていくということでございます。

○粕谷照美君 その地権者というのは、株式会社小田急百貨店、京王帝都電鉄株式会社、昭和シェル石油株式会社、相互物産株式会社、寺田小太郎、これ個人の名前で、この方だけが、日本生命保険相互会社、日本電信電話株式会社、山田大鉄商株式会社というの大きな地権者ですが、大体オーケーを与えられているような感じでございますが、こういう地権者の方々が特定街区として容積率のアップというメリットが出てくるわけですね、三〇〇%が四五〇%になって、そして、その国立劇場からの空中権もさらに得ることができわけですが、二国からのこの空中権というのは一体どのくらいあるのですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 今お話しのとおり、特

定街区内の地権者というのは約八者、これに国立劇場が入るわけでございますが、そういった方々から構成されているわけでございます。

その余剰容積の利用の問題でございしますが、これも、現在のところといたしまして、第二国立劇場の建物の設計というのは五階程度のものではないかと、比較的階層で、許容されている容積率にかなりの余剰が生じる。この辺の余剰の大きさと、いろいろ細かい問題ございまして、確定的に申し上げることはできませんけれども、かなりの余剰が出るということ、その余剰容積を他の地権者に利用させることによりまして、そこから生ずる対価というものを劇場のために活用するという、そういう方向についてもいろいろと難しい問題がございしますが、関係省庁等とも検討しております。

○粕谷照美君 去年の八月九日の日に、新聞に完成予想図というのがありまして、高層のビルなども建っているんですけども、こういうのは文化庁が持っているんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは昨年の八月に、文化庁と街区内の地権者が第二国立劇場周辺街区整備協議会、先ほど申しました地権者の全体から成る協議会を結成したわけでございます。そのときにそういうものを、そういう方々と共同でつくったものだというふうに思っております。

○粕谷照美君 文化ゾーンができるということは、私は大変いいことだと思っております。本間に円満にそういう話し合いがついて、ますます二国の環境整備がきちんとしていくように希望するものでありますけれども、文部省といたしまして、これは用地取得費が随分安くなるわけですね、いいことがたくさんあるわけですね。周辺は大変文化的な環境になっていくわけですし、そして空中権を譲ることによって大きなメリットがあるんじゃないですか。それはどのようなものがありますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 仰せのとおり、特定街

区制度の導入によりましてメリットといたしまして、ねらいは二つございまして、一つはその周辺環境の整備ということ、それからもう一つは、余剰容積の使用という点で、利用の対価といたしまして、そういうことも活用できる可能性があるということでございます。ただ、後者はまだ確定しているわけではございませんで、これから制度的な問題もございまして、関係省庁と検討して、いかなる問題もございまして、どういった形で活用するにせよ、そういうものが出てくるということは大変ありがたいことでございますので、その方向でぜひ積極的に進めていきたいと私も思っております。

○粕谷照美君 立派な二国ができるということはうれしんですけども、箱物ができてヘッドはできたけれども、さて今度はその運営というんですか、そういうものがきちんとしていかなければ、私は立派な国立劇場にはならないというふうに思っています。特に、現代舞台芸術の振興に大きな力を発揮するかどうかは運営次第だということに思っています。この運営というのは、財団法人を設立して、くというのでありますけれども、一体どういう構想で運営をしようかと、国立でやろうと、特殊法人、財団でやろうと、その辺をお伺いします。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場、現代舞台芸術を担当する劇場につきまして、これは特殊法人国立劇場の一施設として設立を指して諸準備を進めていくことになるわけでございますが、その運営につきましては、ただいま先生がちょっとお触れになりましたように、従来の伝統芸能の保存、公開の事業と比較いたしまして、現代舞台芸術というものはより多様な創造活動を推進しなければならぬ。そういう意味で非常に弾力的な運営が求められるということがございします。それから、民間の創意工夫というものをできるだけ取り入れて、そして多様な公演事業というものが効果的に行われるような形態にする必要があるということ、業務の一部を外部の団体に委

託するという方向で検討しているところでございします。

その委託の範囲でございしますが、これは、詳細は第二国立劇場設立準備協議会というふうな内部の会議で検討中でございますので、最終的な結論を申し上げる段階には至っておりませんけれども、これまでの検討の段階では、公演事業の実施と、それから施設の貸与事業につきましては委託によって実施をする。そして国立劇場自身といたしましては公演の企画あるいは経理というふうな基幹的な事業を所掌する。それから、国立劇場は別に研修事業あるいは調査、情報関係事業を実施することとしておりますので、それは国立劇場自身が行う、こういうふうにしていくのが適当ではないかというふうに検討されているところでございします。

したがって、特殊法人国立劇場の方には公演の企画部門あるいは経理部門というふうな部門ができる。そして委託団体の方には、公演事業実施のために必要な組織といたしまして制作部門とあるいは舞台芸術部門とか、あるいは事業部門とあるいはいろいろなものが置かれるというふうな方向が考えられているところでございします。

○粕谷照美君 もうちょっと詳しくお伺いいたしますけれども、例えば委託に出そうとする業務の範囲ですね。入場券の販売とか宣伝広報あるいは舞台貸し、このようなことは委託になるんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) そういうことでございまして、演目とかあるいは公演期間、それから個々の演目に必要とする予算というふうな、そういう基本的な事項につきましては国立劇場において企画をする、そして企画に基づきましてスタッフとかキャストとの契約、個々の演目についてのスタッフ、キャストとの契約とかあるいは公演の実施そのものとか、ですから今のお話の切符のものと、まことに物理的な管理運営とかあるいは宣伝とか、そういう劇場運営の具体的な業務についてはその

委託された団体、受託団体において行うというふうな形に具体的にはなるんではないかというふうなことを考えております。

○粕谷照美君 そういたしますと、原作や脚本の作成や選定、それから監督、演出家の決定あるいは出演者の交渉、決定、このような重要な部分もそうすると委託になる、国立劇場主催の公演に際しても委託になる、こう理解するわけですか。

○政府委員(横瀬庄次君) そのところは、各演目の企画というものは特殊法人国立劇場自身が企画をするということに大體してございまして、ただいま仰せの例は、大體その辺微妙なところでございまして、演目、期間あるいは予算、それから予算に当然伴いますけれどもその主要なスタッフといえますか、基幹的なスタッフというものは恐らく企画の中に入ってくると思いますので、具体的にたまたまおっしゃられましたいろいろな方々について、どちらが決めるといふのはかなり具体的に当たらないといけない問題だと思ひます。その辺はこれからもう少し内部でも議論が進められて決まていかなきゃならぬ問題だと思ひております。

○粕谷照美君 まだはつきりしてないようですけれども、このところは私は非常に大事なことろだというふうに思ひますね。なぜかといへば、この法律案で九条と十二条出てまいりますね。そして改正が出てまいるわけで、文部大臣はこの会長と理事長と監査役、これは任命するわけですが、これも、一般理事、これは会長の人事になるわけですね。そうすると、国民の目から非常に違ひものになっていく。そういう中で芸術家の手配などを請け負う、財団法人が委託をしていくということになりますと、文化のセンターたる国立劇場が利権の場になるのではないか、こういうことを大変心配している人たちがいるわけでありまして。こういうことについての防止策といふものはどのように考えていかれるんですか。これから考えていくんですか。文化庁もちょっと事件がありましたね。だから、そんなことがないようにするためには一

体どうしたらいいのか。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場は、現代舞台芸術の創造、発展の場でございますし、それから芸術振興の拠点でもございまして。こういうことで、第二国立劇場の運営につきまして、民間の芸術家あるいは芸術団体の方々の幅広い御意見、御要望を取り入れていくことは非常に大事なこととございまして、その点についても、例えば特殊法人国立劇場における第二国立劇場部門に運営協議会というふうなものを設けてまして、そこに広く芸術関係者の参加を得て、公演とかあるいは研修、調査研究、施設の貸与というふうな事業の企画等の基本的な事項について御意見をいただくというふうな仕組みを考えております。

それから、先生が先ほどお触れになりましたことと関連するわけですが、個々の公演事業の実施に当たりまして、各芸術のジャンルごといろいろなタイプの専門家を置いて、そして御意見を伺いながら業務を進めていくというふうな具体的な個々の仕組みも設ける必要があるのではないかとということで検討していきたいというふうにも考えております。そういう意味で、事業の企画及び実施に関して広く関係者の御意見をいただくようなメカニズムというものが非常に大きな重要な検討項目であるというふうに考えております。

○粕谷照美君 何となしに私は頼りないような感じがしてならないわけでありまして、その点はきちんとしていただきたいということを要望しておきます。

それから、公演組織について二国の設立準備協議会は五十六年の六月十九日、こういう文書を出しているわけですが、発足当初には専属のオーケストラ、オペラ、バレエダンサー等、こういうものを置かないこととし、その整備については発足後の状況を勘案して検討すること、こういうふうな書いてあるわけですね。専属を置くか置かないか、大変な問題なんですね。これはこの報告書を大事に取り扱っていきまうということになるん

ですか。それはもう専属は置きません、こういうことで決定されているものですか、どちらですか。○政府委員(横瀬庄次君) 専属につきましては、ただいま仰せの昭和五十六年の設立準備協議会の報告において、ただいま御指摘のとおり「専属のオーケストラ、歌手、合唱団、舞踊団、劇団等は、発足当初は置かないこととし、その整備については発足後の状況を勘案して検討する。」というふうな書かれております。その報告を踏まえまして、文化庁としては発足当初は専属という組織を置かずに民間芸術団体の協力を得て公演組織を個々に編成をして実施していくというふうな考えでございまして。

今後、将来の問題といたしまして、これは発足してきて専属の公演組織を置くかどうかということにつきましては、その状況を見きわめながら関係者の意見も十分に聞いて検討していく。これは五十六年の後段の方の「発足後の状況を勘案して検討する。」という線にのっとって考えていきたいというふうに思ひております。

○粕谷照美君 ではこの報告書はまだまだ検討の余地があると、こう理解をいたします。

ソ連へ行きまして元バレリーナだったという方にお会いしまして、四十五歳で定年なんですってね。四十五を過ぎるともうお年寄りの部類に入るんではないか。バレリーナとしては不適合であるからというのでやめて、そのかわりバレリーナに關しては四十五歳で年金がつくんだというふうなこともお話を伺っておりましたので、専属を置くということは大変いろいろな問題を含んでくることだというふうに思ひますので、十分な御討議の場所を保証していただきたい、こういうことをお願いいたします。

それから、十九条の一項二号に移りますけれども、現代舞台芸術に係る実演家等の研修というの一体どのようなことを想像していらっしゃるんですか。と同時に、研修研修と、初任者研修じゃありませんけれども、研修研修と言ふのは結構なんですか、養成というものは一体どう

いうふうに考えていくんですか。この養成、今の一国の方にはあるんですね。こちらの方はそれが入ってないんですけれども、それは一体どういう理由なんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 現在のところ、現代舞台芸術関係の実演家の研修につきましては、劇場内に設置される研修関係施設というものの、あるいは設備を活用して、舞台芸術家とかあるいは舞台技術者を対象に、ある程度実務経験のある方々を中心に研修をしていくという予定でございまして。

それで、養成ということになりますと、それはいわば卵のうちから初めから芸術家に仕上げていくという、そういう過程になるわけでございますが、この第二国立劇場はそれだけのまだ組織をとっているわけではございませんし、それから養成につきましては、各ジャンルのよっていろいろございまして、民間の各種の養成所等で行われているところでもございまして、当面その実演家の資質、技術の研さん向上のための研修を行うことが非常に大事であるということで業務を研修というふうにしていくところでございまして。

○粕谷照美君 卵のうちからの養成と言われましても、今オペラなどで活躍をいらつしやる方というのは、卵からの養成もさることながら、芸大など卒業いたしましたもすぐオペラ歌手には使えないというんですね。文化庁が出しているんですか、国から委託をして二期会のオペラの研修所で養成しているんじゃないんですか。そういうことを一体どのように考えていくのかという問題が出てくるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(横瀬庄次君) その点はおっしゃったとおりでございまして、オペラ歌手についての最も高度なオペラ歌手の研修、研さんというのになりますと、これは二期会が行っております二期会オペラ振興会のオペラ研習所というところで、これは三年課程の研修機関がございまして、それに對して文化庁からも補助金を出しまして、現在その研修をお願いしているところでございまして。こ

現在考えておりますのは、先ほどいろいろ仰せのごさいました現代舞台芸術に関する図書とかあるいは楽譜、上演題目、映像記録というようなものの収集保存、公開、それから収集した資料を利用しての調査研究、それから第二国立劇場で講演されます記録を保存、公開をする、こういうよう

これは法律とちよつと關係ないんですけれども、劇団などの俳優さんを擁している法人、プロダクションなど、これが所屬の俳優さんを役務の提供に供した場合、その法人が報酬または料金について一〇％の所得税、源泉徴収を受けることになつていますね。一〇％を予納するという形になつてゐるわけですね。もともと経営が苦しい劇団などの経営がこれによつて大変厳しさを増してきてゐる、こういうやうなものは撤廃してもらいたい、こういう要求が、要望が強いわけでありますけれども、大体それはどういふやうな事情からこの法律ができてきたのか、制度ができてきたのか、これからそういう問題について検討していくやとりがあるのかどうか、お伺いします。

大臣。すつとこゝ私質問して、伺ひまして、やっぱりまだ、まず建物を建てるということが先決に、今なつてゐるようでありまして、その他の運営についてはまだまだこれからというようであります。それがもつとも民主的に各団体の意見を十分に吸ひ上げるような体制というものを保証していただくように、それと同時に、大臣は大変文藝教の実力者であるということを私どもは前から知つてゐるわけでありますが、何といつたつて文化に対する予算というのは非常に少ないわけですね。昨年木林理事、仲川理事あたりからもそのことが厳しく追及をされておりました。自民党から自民党の文部大臣に質問、御意見も出てきたとい

今回の第二国立劇場の設立に当たりまして、我が國を眞の意味での文化國家とするためには芸術文化予算を飛躍的に増額して芸術文化施策の充実を一層図るべきである、そういうふうに考える、こゝ書いてありますが、そういうことだと私も思いますし、その場合に文化文化という言葉がよく出てくるわけですが、我々も戦後、今度は日本は文化國家になるんだという、それにしては文化予算が少ないということを非常に嘆いておったわけですよ。

まず、文部大臣にお聞きしますけれども、文化というのともう一つ文明というのがあるんですすが、いろいろお考えになっていると思うんですが、

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、現在の国立劇場におきましては主催公演が行われていない期間におきましては委員の御趣旨に沿った試みがそれぞれ行われているわけでございまして、そうしたことはこれから建設されます第二国立劇場におきましても十分取り入れていかなければいけない非常に大切な課題であると認識をいたしております。

○高木健太郎君 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

何だかまだオペラというのは、学問は早くから日本に取り入れて、研究室だとかいろいろなものをつくりました。しかし演劇、そういう文化面については、そのもの、そういう施設さえもなかった。だから今入れるというのは私非常に手おくれな、非常におくれてると思うんです。同様に、今度は東洋的なものもそこに入れていくというふうなことは、私も考えておかなきゃいかぬというふうに思いますので、その点はお忘れなくひとつこの建設に当たりましてはお願いしたいと思っております。

もう一つは、やっぱり何か東京、しかも東京中心の物の考え方があって、これが地域にどのような影響があるかということがもう少し考えられないかと思うんですが、地域の文化会館等と提携して何かやるお気持ちがございますでしょうか。その点もちょっと文部大臣からお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

委員既に御承知のとおり、全国で文化会館と言われるものが現在のところ約六百ばかりあるわけでございまして、今回第二国立劇場がソフトの面におきまして、先ほどから各委員からも御指摘があつておりますように、資料、情報のセンタリ的な役割、ネットワークを組みまして、そしていろいろな情報を地方の文化会館等にも提供をし、あるいはいろいろな講演、現在も文化庁で行っているところがございますけれども、地方講

演等を積極的に進めていくというふうな形での、地方に対する現代舞台芸術を普及させていくという、振興させていくという施策を並行してとっていくということも今回の第二国立劇場の大きな役割の一つである。むしろ、それは大きな役割と申しますよりは不可欠の役割であるというふうに考えているところでございます。

○高木健太郎君 この第二国立劇場の建設というのは、元来、そういう演劇家あるいはオペラの方々から要望があつてつくつていくということになるのなら、今言いましたように、これは一つの国際交流、文化交流の場である、また地域との文化交流の一つのセンターになるんだと、こういう構想が私はこれに要る。ところが書いてみますと、ただ現代舞台芸術の一層の振興及び普及ということが趣旨になっているわけですね。そうじゃなく、私は国際文化交流あるいは地域との文化交流のセンターになるのだ。それで、そういう理解を深めていくというように私は大きくうたつてもう今はいけませんかと思っております。で、この趣旨に欠けているところをぜひ補つてやっていただきたい、こういうふうに思います。

次に、ちよつと具体的なことをお聞きしますけれども、用地取得のことにつきましてはいろいろお話が先ほどからございましたが、ちよつと心配しているのは、あそこを特定街区にするんだ、非常に環境をよくしていくんだということはお聞きしたわけですが、車のさばき方とか、細かいことですけれども、大丈夫かなと。初台にあれは京王線が入っているんですか、あそこへ京王線というのは間違にしか走ってないようなんですけれども、あるいは自家用車で来る人、駐車場が百十七台とか何とか書いてありましたが、そんなことであそこまぐさばけすかね。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場の車のさばき方の問題でございますが、一つは、周囲に道路がございまして、そのうちで山手通りの反対側の道路につきましては渋谷区の区道が走つ

ております。これは用地といえますか建設ができますと、それを拡張して車が周囲を回れるようにするということ。それから、先ほどお話がございましたが、山手通りとの間の連絡道路をつくっているわけでございまして、それとの連絡もできるということで、車の動線というものは、そういうものを中心に基本設計の中できちんとしていくわけでございます。

問題は駐車場の問題でございますが、現在のところ、お話のように法定駐車台数でございまして百十七台というものが一応設計になっておりますけれども、これは先ほどお話のございました街区全体の総合的な開発ということで、特定街区制度を導入して、そこで再開発をするということを考えておりますが、その中で、隣りの民間のビルとの関係で、駐車場というものの隣りのものが使えるような形でぜひ駐車問題についても解決をしたいというふうに考えておまして、その点もそういうことで具体的な方向について今協議をしているところでございます。

○高木健太郎君 特定街区にするということなんですけれども、上原所有地というのがありますね。あるいはロッテ本社ですか。あそこはだめなんですか。あれもあれば非常に広くなって、前がすっきりするんじゃないかなという気がしますが、あれは絶対にだめなものですか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは地権者の同意がどうしても必要な問題でございます。それで、その地権者につきましては、どうしてもこれは取得をされたときのいきさつというようにことも非常に長いものがあるようでございまして、なかなか手放されないという、そういう御決意でもございまして、現在はその特定街区というものの計画はその部分を外して、第二国立劇場側といえますが、甲州街道側の部分についてだけ、その総合開発を考えているところでございます。

○高木健太郎君 できれば、せつかくあれは一区画になつていきますからね、道路で囲まれて、上原

所有地を入れると。だから、粘り強くひとつやっていたきたい、こう思います。

もう一つお聞きします。これは、今のハードといえはハードですけれども、もう一つ。現在の第一国立劇場というものの経費は大体どれぐらいか、簡単にいいますけれども、収入はどれぐらいか。それから政府補助はどれぐらいか。だから、収入と、それから政府補助といいますが、補助対象といいますが、あるいは補助対象外といいますが、あれはどれぐらいになっておりますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 現在の国立劇場の経理の仕方でございますが、公演に要する経費につきましては公演事業収入及び施設使用料収入で賄われている。そして役職員の人事費、管理運営諸費、あと調査、養成事業とか設備整備費とか、そういうものにつきましては国庫補助の対象とする経費とするという二本立ての経理の仕方をとっているわけでございます。

そこで、六十三年度におきます収支予算について申し上げますと、補助対象外の公演事業につきましては、経費が二十五億、それに対して事業収入も二十五億ということでございます。それから補助対象の部分につきましては、管理費、人件費、それから調査、養成事業費等でございますが、四十二億。それに対して国庫補助金もほぼ、わずかの差がございまして、四十二億ということでございます。そこで、合計いたしましては、それに政府出資金というのが若干入っておりますので、七十三億という規模になっております。

○高木健太郎君 国は大体四十二億ぐらいを六十三年度ではお出しになったと。今後少しは変わっていくんでしょうが、この二国につきましては、どの程度を見込んでおられますか、国の助成ですね。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場の運営費等につきましては、これは現在具体的には検討中であるというふうに申し上げざるを得ない段階にございます。第二国立劇場ができますと、これは現代舞台芸術のための最初の本格的な劇場でござ

いますので、開場当初は非常に多くの蓄積が要するといふように考えております。そういったもの、あるいは演目によって非常に必要経費に差があるといふこと。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

それから、そういった五年後の開場見込みであるといふこともございまして、不確定要素が多過ぎまして、現段階でどの程度になるかといふことを申し上げるような段階にはまだないというのが現状でございます。ただ、現代舞台芸術の公演に要する経費は、現在の国立劇場において実施をしております伝統的な芸術に対する公演に比べますと相当高額になるということでございまして、これは民間資金の導入というようなものの円滑化を図る工夫なども含めまして十分その辺は財政的な配意というものが必要であるといふふうに考えております。

○高木健太郎君 こういったことは第二専門委員会の管理運営検討会議ですか、そういったところで現在も検討しておられて六十二年にゆうにはその結論が出るというのを聞いておりましたが、まだそういったことは決まっていらないんですか、ソフトの面は。

今ミュンヘンのオペラ座では九〇％、それからウィーンのオペラ座ですね、先般見せていただきましたけれども、それでは七五％、そういったものが国が補助として出している。すなわち外国では西洋では国の補助率が非常に高いわけです。もしも補助率を高くしないとすれば、これはこれからお考えになることもかもしれませんが、入場料が非常に高くなつちゃうんじゃないか。だから三万円、四万円という入場料になるんじゃないか。そうなりますと、最初の舞台芸術の振興と普及というようなものがさっぱり遂げられないということになる。だから国は、今の国立劇場は半分くらい——倍ぐらいを出しているんですね、経費の倍ぐらいを出している。だから今度はやつぱり七五％、九〇％までいかぬとしてもそれぐらいの覚悟が要るんじゃないか。そうでなければとても普及なんといふようなことはできないんじゃないかと思いがすが、その点のように次長お考えですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場の場合に、現代舞台芸術の多彩な公演を行うということでございますので、先ほど申しましたように公演費自体につきましては現在の国立劇場における伝統的な芸術の公演費に比べるとかなり多額なものだといふことでございまして、それに対する手当てというものは当然考えなければならぬ。ただ、その場合に、今度の第二国立劇場は管理運営費そのものにつきましては国立劇場の中に行われるといふこともございまして、それから、先ほどお答え申し上げましたように、公演の実施そのものにつきましては外部の団体に委託する方向で検討しているといふこともございまして、その辺の財政的なあり方につきましてはいろいろ複雑な要素がございまして確定的には申し上げにくい状況にございます。

ただ、その入場料につきまして、それは当然その便といえますが、入場しやすい料金にするといふことは当然考えなければならぬ重要な要素でございまして、それが可能になるようなそういう財政のあり方につきまして、これは民間資金の導入というものが非常に大事なことでございまして、それが円滑にできる工夫なども含めまして十分に、これから大変重要な項目でございまして、非常に緻密な議論が必要でございまして、十分詰めてまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○高木健太郎君 入場料ですけれども、入場料三％になるんですね、今度。それでもこれは取られるおつもりですか。あるいは例外的に、いろいろ例外があるんだから、振興というためには例外をこの際おつくりになるということではできませんか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは消費税というものは薄く広く負担をしていただく、それから例外は原則として基本的に設けないというような、そういう通則になっておりますので、これは第二国立劇場、国立劇場の入場料金についてもこれは例

外であり得ないわけでございます。

ただ、今仰せになりましたように、入場料との関係からいいますと、入場料は、オペラ団体なんかの場合に五千円を超える料金が多々ございまして、従来は平均的に言えば入場料一〇％がかったという例が多いわけでございますが、今度はそれが一律三％になるということで、オペラやバレエの料金について限って言えばかなり負担は減ってくるというのが一般的には言えますけれども、全体の消費税の問題につきましては、これはすべての商品、サービスというものに薄く広く例外を設けないでかかってくるということでございますので、それはそういう形で転嫁していくのが適切であるといふふうに考えております。

○高木健太郎君 私、消費税のことここでやろうとは思わないんですけれども、消費税に例外がないといふことはないんでしょう。やつぱり例外はあるでしょう。だから、こういういわゆる国家的事業として非常に大事な文化活動の一つとしておやりになる、そういう場合には例外を設けるといふように、政府自体あなたの方ですから、ひとつ頑張られてはいかがですか。そういうことを注文をしておきます。そうでなければ普及という言葉が泣くんじやないかということなんです。

それからもう一つは、建築費が五百二十億ですか、かかるんですね。そうですね、建築費、建設費といいますが、建築費、建設費、文化庁の年間の予算が三百六十二億。これは六十二年度でそれよりも三百六十億ぐらい。五百二十億というのは、これ平成五年にでき上がるというお話ですけれども、来年からかかるにしても、三年かせいぜい四年の間に五百億出さなきゃいかぬですね。この予算はとれる見込みはありますか。どうやってつくられるおつもりですか。さっきの容積率とかそういうことで稼げるおつもりですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場の建設費につきましては、これはまだ詳細に確定しているわけじゃございませんが、昭和五十九年度の試算によりまして五百億円余というところでございま

す。平成元年度の文化庁予算におきまして約二十八億の二国関係費を計上したわけでございまして、平成五年度を私どもとしては完成のめど、目途としておりますので、あと五年間ぐらいい間に今の五百億内外の予算を考えなければいけない。これはひとり文化庁だけではできないことでございまして、文部省の予算全体の重点項目に置いていただきまして、文部省のプロジェクト、非常に重要なプロジェクト、最重要のプロジェクトとして考えていただいで、ぜひ建設費の予算の計上というものを実現していきたいといふふうに考えている次第でございまして。

○高木健太郎君 私、非常にこれ心配なのは、今度は五百二十億というものを四年間か三年間でとる、それで文部省の枠がある、枠は余り変わらない。そうすると、文化庁がたぶんおとりになるという、今度は文教のこつちの予算が減る。だから、その全体の枠を広げになるというふうなつもりじゃなければ、それはちよつと変な話になるんじゃないかと思うんですが、その見込みはどうなんですか。百億とか百五十億ぐらいいを毎年いゆる通常の文教予算の上に乗つけていくというぐらいいのことじゃなきゃだめなんですか、これ。

それから、将来今度は経常費の赤字が出てくる。それが国立劇場の方では四十二億ぐらいいを政府が補助している。それが今度やったらはかかってくるわけですね。それだつて、オペラ劇場というものがつくるとすれば、もつとふえるんじゃないか。それが五十億じゃ済まないだろう、百億ぐらいいかかってくる。文部省の枠は余り変わらない、そうなる、今度はいろいろな科学研究費とかそういう削りやすいところからみんな削っちゃう。そうならないような形は、これはぜひとも今やっておかないとだめじゃないかと思うんですが、見込みはどうなんですか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答えを申し上げます。まさに委員御指摘のところ非常に大きな問題でございまして、文部省といたしましては委員の御指摘の線に沿って全力を挙げて取り組む決意で

ございます。今この時点で具体的な見込みをとお尋ねでございますけれども、それは具体的な数字的なことを申し上げることは大変難しいでございます。決意を述べさせていただきます次第でございます。

○高木健太郎君 決意をお聞きしまして、安心とはいきませんけれども、ある程度期待をしております。こういう法案をこの委員会が文化の振興のためにやるんだということをここで決めたということはそれだけ文化庁の予算をふやさなきゃいかぬのだ、それは文部省の枠の中で取り合いをする、そういうことじゃいかぬぞということだけはひとつ認識をさせていただいて、委員会では皆さんにそういうふうなお気持ちだったということをお伝えただけならば、その決意の結実につながるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

それから、これは外国のまねをしるというわけじゃありませんが、先ほどもちよつと粕谷委員の方からお尋ねがありました、専属ということについてはどのようにお考えでしょうか。こういう芸術関係の方は、案外見かけは非常に派手やかに見えますけれども、内実は非常に生活とかいろいろ苦しいわけです。あるいは弟子を見ていかなきゃならない。その人たちは余り収入がない。家元というふうなものも非常に貧しいところもあるわけなんです。だから、余りこの芸術家というものをただ雇ってやるんだ、さしてやるんだというんじやなくて、やっぱり育てるといふことになると、何か公務員とまではいかなくても準公務員的な専属というふうなことはできぬものでしょうか。その点はどうにお考えでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この専属の公演組織につきましては、先ほど粕谷先生の御質問にございましたように、昭和五十六年の設立準備協議会の報告で、当面「発足当初は置かない」ということが決められたわけでございますが、その協議会の検討でございますが、一方では置けりつとというのは、今お話ございましたように、安定した芸術

創造が行われるということと、それからアンサンブルが育ちやすい、そういう点でございます。他方では既存の劇団との調整が難しい。それから、先ほどお話ございましたように、芸術家の新陳代謝が行われにくく硬直した組織になりやすいというふうなデメリットの方の意見もございました。それで、結果といたしまして、特に東京を中心とした芸術団体の状況等も考えまして、この劇場に当初専属の公演組織を置くことは、現在のそういう文化団体、芸術団体の状況を必要以上に混乱させることになるんじゃないかという意見が大勢を占めてこういった結論になったといういきさつがあったわけでございます。

東京にはオーケストラ九つ、代表的なものは九つございますし、それからバレエとか、あるいは現代舞踊、オペラで使われる団体というのもそれ以上ございますし、それからオペラ用の合唱団も二期会とか、あるいは藤原歌劇団の合唱部というふうな、ほぼ専属に近いものがございまして、そういったものがこの第二国立劇場における、例えばオペラの公演というときに別の組織でやってしましますと、非常にこういった民間団体に対する大きな圧迫になるといふことは、これはいろいろ有識者に、専門家にお聞きいたしても大体一致した御意見でございます。したがって、現状では、第二国立劇場の公演組織を専属にしてしまいうというふうなことになりますと、非常に大きな混乱が起くるんじゃないかというのの事実のようでございまして、したがって、今後それがそういう状況に変化が起こつて、そしてメリットとしては確かに長期的に見てアンサンブルが育ちやすいというふうなことがあるわけでございますから、そういった状況が、そういうものが置ける状況になるかどうか、これはいろいろと専門家の御判断、御意見等もお聞きした上で今後検討していきたいというふうなところかと思っております。

○高木健太郎君 ぜひその点も御検討いただきたく思います。最後にありますが、このオペラというふうなのはイタリー語が多いですね。聞いてもなかなかわからない。普及というふうな点についてはどのようなことをお考えか。

それから、現在例えばテレビだとかそういうものではオペラは非常に少ないですね。ほかの余りくだらないと言っちゃ怒られますけれども、悪ふざけのような番組が多くて、オペラというふうなものは余り見る人がないんじゃないか、いわゆる視聴率が非常に低いんじゃないかというふうに思うわけです。だから、この国立劇場ができてから普及するとうんじやなくて、もうそろそろ文部省自体としてもその普及は考えておかなきゃいけないんじゃないかなと思うわけですが、現在どれくらいオペラに対する愛好者といえますか、そういうのがあるのか、どれくらいの年齢層にあるのか、あるいは大学等の教育でこういうものはどんなふうに使われているのか、そういうあらかじめデータをそろえておけることが振興したかどうかを後でまた比較検討するときに私役に立つと思うんですね。

お聞きしましたところ、テレビでどれくらい視聴率があるかというふうなことをお聞きしましたけれども、調査されていないということですから、そういうことをやってもだめですけれども、将来は視聴率はどれくらいあるのか、国立ができてからどれくらい視聴率がふえたか、あるいはどういふ層にそれが広がっているか、そういうことはやはり今からも調査しておく必要があるんじゃないか、こう思います。あるいは大学における教育は一体どんなふうになっているのか、それらも自分としてデータを持っておけることが必要であると思ひまして、その点お願いをしておいて、私時間が来ましたので質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(杉山令嬢君) 何かお答えがあれば、それじゃ決意のほどを。
○政府委員(横瀬庄次君) 国民のオペラに対する需要というものは実際はかなりふえていると思います。例えば国内でのオペラの公演回数というものは十年前に比べますと、これは関東地方でござ

いですが、二・八倍ぐらいになっているというところで、このところオペラブームとも言われますし、非常に増加傾向にあるということは確かだと思いますが、先生御指摘のとおり個々の具体的な調査、マーケティングですか、そういうものがございまして、第二国立劇場の設立準備に向けては国民の需要の確に上りて必要に上りて努力をしたいと思います。

○高木健太郎君 終わります。
○佐藤昭夫君 私法案に先立ちまして高石問題について少し聞いておきたいと思ひますが、先日の新聞報道によると、リクルート事件に関して東京地検特捜部は高石前事務次官から再聴取を行ったということになっておりますが、既に明らかのように、大学審議会初め文部省の研究協力者会議などへ江副初めリクルート社の幹部が数々選任をされておる。これらはすべて高石氏が初等中等教育局長、文部事務次官のときに行われた。同時にこれは中曽根氏が総理大臣の時期でもあった。そこで法務省、お尋ねしますが、高石氏はもちろんのこと、中曽根氏もこの文部行政にかかわる関与について調査は行っているんですか。

○説明員(古川元晴君) 現在の検察におきます調査あるいは捜査の具体的な中身につきましては申し上げかねるわけでございますけれども、種々報道等もされております事柄も踏まえまして適切に対処しているものというふうにお考えしております。
○佐藤昭夫君 もう一点法務省にお尋ねします。高石氏は、退官後に衆議院選挙の予定候補者として名前入りの毛筆セツトなどをばらまく等々の行為で、福岡県の選挙から公選法第九十九条に違反する行為という批判が出たという事実は御存じのほうだと思うんですが、あるいはまた全国の教育委員会の役職者や文部省の職制にパターイニを事実上強制していたという地位利用とも言ふべき行為、こういう点で教育行政のトツ

ブ官僚としてあるまじき行為じゃないかというところが多々批判をされているわけでありまして、これら公選法違反容疑、この点でも捜査を行っているんじゃないでしょうか。

○説明員(古川元晴君) これも具体的なお尋ねになりますので、私どもの立場からいたしまして答弁いたしかねるわけでございますけれども、ただいま御指摘のような点につきましては、やはりそれぞれの報道機関においていろいろな報道がなされてきておりまして、そういう点は検察当局といたしまして十分承知しておるところはございまして、それなりに適切に対処するものというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 文部大臣にお尋ねをするんですが、高石前事務次官就任時、六十一年の八月の初め、東京銀座の高級料亭「吉兆」で、森元文相、宮地前次官初め局長クラスが同席して江副氏らリクルート社の役員から接待を受けたということになっております。

文部大臣に先立って加戸官房長に聞きますが、この六十一年八月ごろというのはあなたは体育局長ですね。同席しましたか。

○政府委員(加戸守行君) 日時ははっきりいたしません、およそその時期だったと思いますが、私も同席していたというふうに思います。

○佐藤昭夫君 さらにそれに先立って五十九年の秋、森元文相が退任の直後、リクルート社のパーティーを開いた。これには森さん夫妻、それから当時の佐野文一郎事務次官以下局長級、高石氏も奥さんと同伴、こういうことでパーティーをやっているということでありまして、新文部大臣どうでしょうか。教育と文化の行政に責任を持つ文部省として、こういうことは常識だ、またはあるまじきことだ、芳しくないというふう

に思われるか。文部大臣、見解どうですか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。ただいまの御質問の点につきましては、森元文部大臣が当時の文部省の幹部とある意味では親交を深めるというような形で、そういう会合が行われ

たこと、そのものにつきましては特に私からいろいろと論評をすべき事柄ではないと考えます。ただ問題は、結果としてリクルートの問題がこういう形で文教行政についての国民の皆様方の大きな不信を招いているという状況のもとで考えますと反省すべき点が多々あった、このように認識をいたします。

○佐藤昭夫君 どうも答弁すっきりいたしませんけれども、この高石氏にとどまらず、森元文部大臣もコスモス株三万株、これを融資つきで譲渡を受けているという人物でありますから、という点で、そもそもこういう癒着の関係がリクルート事件の一つの温床になっているということで、文部大臣としてもっと厳しい態度をとってもらう必要があると思っております。

一方、昭和六十三年の芸術活動の特別推進事業、二億三百七十七万九千円という予算が組まれておるわけでありまして、オペラについて民間企業の協力者としてリクルートから資金提供を受けているという事実があると思っておりますが、その金額及び事業内容を説明してください。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまの御指摘は、文化庁で行っております芸術活動特別推進事業の六十三年度の事業についてであります。特別推進事業は、これは海外フェスティバル等の芸術団体による大型の公演につきましてその芸術団体の自主的な努力だけでは実施が困難なもの、しかも非常に有意義で、かつ意欲的な舞台公演につきまして、文化庁が旅費とかあるいは舞台費分として負担をいたしまして、かつ民間の資金も導入しながら実施をするという六十三年度から発足した事業でございます。芸術団体と文化庁と企業等民間団体の三者が協力をして行うという特徴としたものでございます。

それで、この具体的な問題につきましては、財団法人日本オペラ振興会が「ワルシャワの秋」という、昭和六十三年に行われました国際的な国際フェスティバル、オペラ公演をいたしまして、これを「契機と盛衰」というタイトルで公演をし

たものでございますが、これにつきましては昭和六十三年の五月に文部省が専門家、学識経験者から成る審査機関でございまして民間芸術活動振興に関する懇談会というものの承認を得て決定をいたしました。

○佐藤昭夫君 もうその経過はよろしいから、ちょっと持ち時間少ないから、実際に提供を受けた金額、それからいつという事業をやったのか、それだけ。

○政府委員(横瀬庄次君) これにつきましては日本オペラ振興会が十月二十三日から二十七日、ワルシャワにおきまして国際公演を行った、こういう事業でございまして、オペラ振興会が文部省と相談の上、リクルートに協力を要請した、その金額は一千万円でございます。

○佐藤昭夫君 昨年のワルシャワでやったというその事業、十月二十三日から二十七日といえはリクルート事件が既に発覚をしている時点じゃないですか。その時点になぜわざわざリクルート社からお金をもらうのか。大体が無神経じゃないですか。文部省ぐるみでリクルート社からの接待を受けるということに始まって、とりわけ贈収賄の問題としてその容疑としてリクルート事件が発覚をしたその時点で、なおかつリクルートにお金をもらって、文部省の事業の推進を図るといふ、こういう事態を、当時西岡さんは文部大臣ではないんですけれども、今の時点で立ち返って、振り返って見て、適切なことだったと思いませんか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答えをいたします。ただいま文化庁次長から御答弁申し上げましたように、委員御指摘の問題は文化庁が昨年の五月二十六日に専門家、学識経験者から成りますところの審査機関でございまして民間芸術活動振興に関する懇談会の承認を得て正式にこれを決定し、その後財団法人日本オペラ振興会が文化庁と相談した上でリクルートその他の協力を要請したということとは事実でございまして、その後リクルートに関する問題が明らかになったわけでございますが、既に公演の日程等も迫っているということもござ

いまして、予定どおりこれを実施することになったものでございます。

今回のケースはもちろん予期しないものであったわけでございますけれども、今後この芸術活動特別推進事業の実施に伴う民間資金の導入につきましては十分注意をしいかなければいけないかと反省も含め改めて今考えるところでござい

○佐藤昭夫君 五月二十六日段階で何とか懇談会その相談に基づき事業だといつたって、計画は変えることできるじゃないですか、どうしてもまずいなという判断に立てば、ということ、とにかく一たん決めたことだからやらざるを得ないということ、突進進んでいったということでは絶対に承服できません。そういうリクルート疑惑を文部省として、文化庁として容認をするような姿勢、断じて認められません。時間がなければこればかりやっておられません。法案の関係の質問の残りをやります。まあさっきの問題ですけれども、断じて承認できませんので、文部大臣よく実態をもう一遍調べてみて、また次の機会に質問いたします。

舞台芸術の振興のためにということで第二国立劇場がつくられるという、このことに関して、同僚委員からも東京集中ではなくて地方の芸術文化の振興発展、この方策をもっと充実をする必要があるというところいろいろありました。私も同感で、もう繰り返しませんけれども、よく検討してみたいと、こういう答弁であつたので、その点の確認だけ求めておきますが、よく検討してもらえますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場が地方の文化振興の観点から情報のセンター的な機能を果たすとか、そういった情報の収集、公開といったような事業につきまして非常に重視をしてやっていきたいというところは考えておるところでござい

ます。

○佐藤昭夫君 そこで、建物はつくっても、問題はすぐれた演劇をする、そういう人たちの援助、

育成がどのように進められるかということなしに
眞の振興策にはならないと思うのであります。

現在、この舞台芸術の公演者の集団であります
新劇団協議会、ここの補助金というのは千百万
円程度で、よくお話を聞きますと、中学校、高校で
の公演は約三十団体で年間二千三百四十六ステ
ジ、これ八八年度、少なくて分けようがない、この
千百万円というのは、ここのは五劇団、来年は別
の敷金というところで回転をしておると、し
かもその予算が年々むしろ減っていくという非
常に貧弱な姿であります。芸団協の調査によります
と、実際に舞台演劇をやる人々の平均収入、一九
八四年度の調査でありますけれども、三百二十三
万円、平均年齢四十三歳、平均芸歴二十四一年と
いうことであります。当時の一般勤労者の平均
収入四百五十万円、これを大きく下回る三百二十
三万円ということになります。加えて、学校公演、地
方公演、こういうところへ出かける際に、そもそ
も賃金が低いわけでありまして、新幹線に乗れ
ないでマイクロスパスで出かける。一日七時間も
八時間もがたがたとこぼ道をはたらいて、そし
て疲れ切った到着をするわけでもありません、こ
の舞台づくりの制作の時間やけいこの時間、これ
がとれないという大変な苦痛が語られているわけ
であります。こういうことでは本当に質のよい作
品を期待することも困難にならざるを得ないわけ
であって、文化庁の考え方は、こういう劇団とい
うのは好きな人たちが勝手にやることだ、援助は
必要ないというふうに考えているのか、それとも
眞に文化振興のためにそういう芸術団体に対する
助成、これを強化する必要があると考えておるの
か、その点はどうでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 民間の芸術活動に對し
まして、私もいろいろといたしましては、その経済的な
基盤というものを充実していくというのは非常に
重要な仕事であると考えておりまして、ただいま
御指摘の芸術団体に対する補助金というものが非
常に重要な核をなすものであると思ひます。

ただ、この補助金につきましては、財政再建と

いいますか、財政上の方針をいたしまして、昭和
五十七年度から一定の率で削減をするという政府
全体の方針がございまして、その傾向から免れる
ことができない状況にあったわけでございまし
て、そこで、これにかわる舞台芸術に対する助成
をいたしまして、昭和六十一年から日米舞台芸術
交流の経費でありますとか、あるいは優秀舞台公
演に対する経費でありますとか、あるいは六十三
年からやつております芸術活動特別推進事業とい
うような従来の補助金にかわる、しかも重点的な
助成ができる制度を次々に発足させ拡充してい
まして、ようやくかつての芸術団体補助金の水
準にまで平成元年度におきましてはその水準を取
り戻したというところでございます。

今後ともこの芸術活動に対する助成につしまし
ては、文化庁の一つの最重要項目として拡充に努
力していきたいというふうに考えておる次第で
ございます。

○佐藤昭夫君 行政改革のために年々そういう補
助費が減ってきている。それにかわるものとして、
国際文化交流強化のそういう観点からの特別の予
算もつけておると言われるんですけれども、その
内容は、海外フェスティバルへの参加公演とか、
ふるさと歴史広場とか、いわゆるビックイベント、
そういうものであつて、本当に地方の民間の芸術
団体の活動を援助する、その基礎の部分があん
どんと減っていく一方ということでは、本当に豊
かな芸術活動の発展というものは、これは困難に
なっていく一方だということに言わざるを得ない
わけです。

そういう点で、文部大臣、ぜひともひとつそ
ういふ芸術団体に対する助成をいかにするか。もう
時間がありませんからあれですけれども、消費税
の深刻な影響がさらにこへ加わってくる、こ
ういふ問題でありますから、ぜひともこれに對する
抜本的な対策を大臣として鋭意検討してもらいた
いということを強調しておきたいと思ひますが、
どうでしょうか。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。

ただいま文化庁次長から御答弁申し上げまし
たように、文部省文化庁をいたしまして、委員御
指摘のとおりには芸術諸団体に対する助成をもつと
充実しなければいけないということで、毎年努力
をしておるところでございまして、現在、この
ところまで十分なものではない、もっと思い切
つた施策が必要であるということも十分認識し、今
後とも努力を続ける考えでございまして。

○佐藤昭夫君 終わります。

○勝木健司君 それでは質問させていただきます。
まず、今回導入されようというたしとしております消
費税についてであります。これは音楽とか演劇
など入場料にかかってくるわけでありまして、公
演収入だけでは採算のとれない団体というものが
多い業界であるだけに、消費税の導入というものが
団体とともに芸術振興にとつても大変な死活問
題であるというふうに思ひます。生活水準の向上
また自由時間の増大等を背景として国民の文化に
対します関心というものが非常に高まっております。
まさに文化の時代が今始まるうとして、とき
に、芸術文化を育てていくという姿勢とは逆
の対応をとらうとしておるといふことを甚だ遺憾
に思ひます。文部省としてこういう
芸術文化振興、育成のための手だて、手当ても含
めまして、今回のこういう問題についてどのよう
に考えられておるのか、まずお伺いしたいとい
ふに思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 今回導入されます消費
税につきましては、これは芸術文化の公演につ
きまして、他の分野と同様に課税されるというこ
とになります。これは先ほど申し上げており
ますように、消費税が消費に広く負担を求め
るという性格であるということ、それから例外的
な措置というものを基本的にはとらないとい
うこととございまして、その負担を消費者に円滑かつ
適正に転嫁するというのが一つの重要な課題に
なっているわけでございます。

そこで、そういったことから申しまして、これ
は消費あるいはサービス全体にかかるものでもご
ざいますし、税率が三%という低額でもあるとい
うことから、舞台公演に直ちに影響を及ぼすとい
うものではないのではないかと、このように考
えておるところでございまして、ただ芸術文化に對
する文化庁の経済的基盤に對する充実の要請とい
うものが非常に強くなっていることは十分承知を
しております。先ほど申し上げてまいりました
ように、一つは第二国立劇場の建設というこ
とも大きな長期的な充実の一つだと思ひます。け
れども、芸術活動に對する助成、いろいろな各項目
にわたる助成につきまして、本年度は、平成元
年度は前年度比一〇%以上の増額を行ひまして努
力をしていくところでございまして、今後とも
その点については拡充の努力を怠つてはならない
というふうに考えております。

○勝木健司君 日本民族の文化遺産であります古
典芸能、これを正しく保存するとともに、新しい
世代に芸能の創造、発展を図ることを目的として
国立劇場とあるいは国立能楽堂ができて以来、
かなりの時間が経過をしておるわけでありま
す。そこで当初の目的をどの程度達成されてお
るのかどうかという、それを知るために歌舞伎や能
などの伝統文化を愛好して劇場あるいは能楽堂に
足を運ぶ人たちの数が今現在ふえる傾向にあるの
か、それとも減少傾向にあるのか、その中でも若
い人たちがふえておるのかどうかということも数
字を挙げて説明をしていただきたいというふうに
思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 国立劇場は昭和四十
一年に本館を開場いたしました。それ以来順次芸
資料館とかあるいは能楽堂、文楽劇場というよう
な順に劇場を整備してきております。それに伴
ひまして、国立劇場の自主公演の入場者数という
ものは、年によつて変動がございしますが、例
えば昭和四十一年本館が開場したときは十七万
六千人であつたものが、昭和六十二年には五十一
万五千人というふうに増加をしていくわけござ
います。

それから、若年層の観客数につきましては、例

えば高校生を中心といたします青少年に対しての普及公演というのについて見ますと、昭和五十九年の十八万一千人から昭和六十二年には十九万九千人というふうにこれも着実にふえている傾向にございまして、若年層の観客というものが今後伝統的芸能を支える原動力になっていくわけでございますので、大変喜ばしいと思いますか、そういう傾向にあるというふうに考えております。

○勝木健司君 第二国立劇場は現代舞台芸術の振興、普及というのが目的であるというふうに思いますが、普及といっても、まず現代舞台芸術とは具体的にどのような範囲のものを言うのであるのかということですね。先ほども東洋芸能、東洋の芸能まで含むかどうかということもあるわけでありまして、具体的にどういふものを含むのか、お伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(横瀬庄次君) 今回改正点として現代舞台芸術の追加ということをお願いしているわけでございますが、したがって、当然にこの言葉は我が国古来の伝統的芸能という言葉と対比する言葉でございまして、その内容は、主として我が国において、明治以降外国から我が国に輸入され定着した舞台芸術、それから、あるいはその後、我が国において発達、発生した舞台芸術であって、現在もなお我が国において演じられているというものでございまして、具体的にはオペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇というものがこれに当たるといふふうに考えております。

○勝木健司君 ここでそういう現代舞台芸術というものが広く日本人に受け入れられるというふうな考えられておられるのでしょうかということ、その根拠は何にあるのかということでお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(横瀬庄次君) これは大変難しい問題でございますけれども、我が国の現在の文化の状況というものは、大きく分けて我が国古来の伝統的な文化と、それから外国から輸入してきて我が国の固有のものになってきた文化ということであるかと思えます。これは現在、明治以降そういう

た欧米から伝えられた舞台芸術というものが我が国に入ってきたというわけでございますけれども、現在では我が国の文化にすっかり同化をしていっているか、我が国の文化の特色としては、そういう伝統的文化と外国から由来している文化といえますか、芸術とそれが調和して発達、発展をしているというように一点にむしろ我が国の文化の特色があるのではないかとこのようにも思っております。

現実に舞台芸術、現代舞台芸術と言われるオペラ、バレエ、ミュージカルというのに対しては国民の需要というものが非常に増加してきている傾向にあるということはいくつかの資料から申せることでもございまして、十分にこれから我が国の国民にとってなくてはならない芸術のジャンルになっているというふうに考えている次第でございます。

○勝木健司君 余り根拠がわからないわけでありまして、現代舞台芸術をできるだけ多くの国民に享受していただくためには、やはり第二国立劇場としてはどのような方策を立てておられるのか。また、第二国立劇場においては、民間活力の活用をどのように考えておられるのかということも含めて、本来の目的をやはり達成するためには、民間のものも育成、活用していくことも大切であるというふうに考えておられるわけでありまして、これも、含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場に対して、できるだけ公演を多くの国民に享受していただくというところで、まず第一に、これは第二国立劇場は現代舞台芸術の我が国における最大の拠点でございますから、そこでできるだけ公演数を多くするということが一つ。それから、青年等若い世代を対象とした低廉な入場料金でわかりやすい普及公演を行うというようにその中身であろうかと思えます。それから、第二国立劇場で実施されました公演を、先ほども大臣が触れましたように、地方の方

に、地方の全国の文化会館等に回していく、供給をしていくというようにもございまして、それから、公演記録について提供いたしますし、テレビとかあるいはビデオとか、そういう媒体を通して公演の提供というようにすることも大いに意味のあることだと思います。

それから、民間活力の問題といたしましては、これは設置形態といたしまして、第二国立劇場の実施形態といたしまして、その公演等を民間団体に委託するというようなこと、それから企業からの寄附等の民間資金の導入を図りやすい制度を考えていくという、それから特定街区という御説明をいたしました、劇場周辺の民間地域を総合的に再開発をするというように、いろいろな面におきまして民間活力の活用というものを考えている次第でございます。

それから最後に、民営の舞台芸術劇場、民営の劇場に対する圧迫にならないかという御心配でございますが、これは現在純然たる民営の劇場というものは五十館ほどでございますけれども、これはほとんどが多目的な施設でございます。それから、五百席以下の小規模な施設でございます。千五百から二千というような大規模な現代舞台芸術の公演に適した施設を備えた館は九館程度にすぎません。それで、第二国立劇場はオペラとかバレエのような専用の劇場とも言えるものでございまして、公演につきましても非常に大規模な公演、第二国立劇場でなければ実施が難しい公演というものがかなり実施していきたいと考えております。そういう意味で、劇場の施設、設備の状況でありますとか、あるいは公演の目的、内容から見ましても、民間の既存の劇場と競合するということは非常に少ないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○勝木健司君 競合ということでもありますが、できるだけ民間のものも活用するという姿勢を大切にしていただきたいというふうに思います。次に、第二国立劇場はやはり機能の一つとして

現代舞台芸術の情報センターとしての役割を果たすということが期待されておられるわけでありまして、これも、これらはさらに地域文化発展のための情報センターとしての役割もやはり果たすことが期待されているというふうに思っておりますけれども、そういう地方文化発展のための情報センターとしての機能充実のための施策というものはどのような施策が考えられておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場の機能の一つといたしまして、現代舞台芸術に関する情報、資料を集め、収集し活用するということがその事業の大きな一つとなっているわけでございますが、具体的には現代舞台芸術に関する図書と資料、これは日常的にも使われるわけでございますが、使用、そういうものを要請されております文化団体に対してそういうものを供給できるという体制にもなっていくわけでございます。

それから、第二国立劇場の公演記録を保存し公開する。これは現在の伝統的な方の国立劇場においても、その公演記録についてはすべて保存をしておりますけれども、これをぜひ地方の文化的な施設等へも供給できる体制をとっていただきたいというふうにも考えております。それから、第二国立劇場の収集いたしました情報、資料というものを、ひとつ地方の文化会館といったような施設に情報ネットワークをつくって、その要請によってすぐにその情報が伝わるような、要請する情報というものがすぐに手に入るような、そういうネットワークづくりというものが今後考えていきたいというふうにも思っているところでございまして。

○勝木健司君 第二国立劇場は諸外国との文化交流の拠点としての機能というのも期待されておられるわけでありまして、諸外国の国立劇場との協力などを含めて国際交流に果たすこの劇場の役割についても簡潔にお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(横瀬庄次君) これは、現代舞台芸術というものは、先ほど申しましたように、外国、欧米から由来しているものでございまして、欧米におきましてはそれぞれ国際的な交流が行われているわけでございまして。それが、欧米と我が国との間の国際的な交流というものが、さらにこの第二国立劇場がつくられることによって非常にふえていくことになると思います。我が国におけるまさに舞台芸術に対する国際交流の拠点としてこの第二国立劇場が十分に機能してまいりますように、これも非常に重要な課題として拡充を図っていきないううに考えております。

○勝木健司君 余り時間もありませんので、まとめてお伺いしたいと思います。ふるさと創生とか地域興しとかいうことが盛んに今言われているところ、それぞれ地域で頭をひねっているところであるというふうに関心しておりますけれども、今出ているのはほとんどがハード面を中心とした施設が中心であるというふうに向っておりますので、もつと地域文化創造という視点からのソフト面での施策というものが必要じゃないかというふうに思っております。文部省としても率先してやっぱ真のふるさと創生のための伝統文化の発展、維持とか継承するなり、あるいは地域文化の創造のためにそういう援助をしていくべきだというふうに考えるわけでありませうけれども、お伺いをしたいというふうに思います。

また、どの民族にいたしましても、またどの国家にいたしましても自分たちによく調和した文化とか、あるいは親密な文化、そして充実して生きることのできる文化というものを持っておられるわけでありませう、それは他人からの借り物ではなく、みずからの努力でやっぱ生み出しているのであらうかというふうに思います。建物や施設の整備充実というのも大変重要なことでありまして、賛成でありますけれども、やはり自前の文化を生み出す努力というのものもやっぱ力を及ぼして、力を入れていっていただきたいというふうに思っております。そこで、諸外国を見てみますと、

と、自国の文化というものを非常に大事にしておるように思います。文化というものはやっぱ民族や国家における精神の基本となっておるという認識を持っておるからというふうに思われます。

そこで、我が国はと申しますと、伝統文化と外国文化とを見事に調和しているという、そういう意見もありませんが、一方では、伝統というものを喪失しておる、外国文化の獲得にも成功していないという、こういう見方も一方ではあるわけでございます。これに対して西岡文部大臣はどのようにお考えになつておられるのか。また日本の文化政策というものは今後どのようにあるべきだということもあわせてお伺いをして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。委員御承知のとおり、我が国の伝統文化、具体的に申し上げますと歌舞伎、能、文楽等伝統文化を継承していくということにつきましては、大変若い世代も含めまして強い関心を持ってそれぞれの分野が正しくこれを継承されているというふうに関心を持っております。しかも、そのことについての関心というものが非常に高まってきている。非常に余暇の増大というふうな社会的な背景もございまして、そういう方向を目指しているというふうに考えております。

一方、委員御指摘の明治以来の欧米からの伝わってまいりました現代舞台芸術につきましても、我が国のこれまでの文化と同化しつつ、やはりヨーロッパ等においても高く評価されるものを生み出しつつあるというふうに関心を持っております。ございまして、そういう意味からも、今回の第二国立劇場を、委員まさに御指摘のとおり、ハードの面だけではなくてソフトの面の中心的な、中核的な役割というものを果たしながら、日本の文化政策の大きな中核の一つにしていかなければいけないと考えておりますし、また全体的な文化施策につきましても、これまで以上文部省といたしましては努力をしていかなければいけない。本日の各委員の皆様方からの御指摘、御鞭撻等を踏ま

えながら、文部省といたしましては全力を挙げて努力をいたす決意でございます。

○勝木健司君 ふるさと創生について何かありませんか。

○政府委員(横瀬庄次君) ふるさと創生につきましては、当然ながら地域の文化の振興ということございまして、文化庁がこの平成元年度の予算案でお願いをしているところでございますが、文化庁に文化普及課という課がございますが、そこに新たに地域文化振興室というものを設置いたしまして、各地域ごとに特色のある伝統を引いた文化の発展というものにつきましてそれぞれ指導していきたい、指導するという体制をつくったところでございまして、これによってぜひその地域の文化の振興ということを指導していきたいというふうに考えている次第でございます。

○委員長(杉山令雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として大塚清次郎君が選任されました。

○下村泰君 今審議されております法案に先立ちまして、文部大臣初めてでございますので、私の自論でございます障害者教育に対してまず最初に伺いたいと思います。

この間の甲子園の始球式、御苦労さんでした。何かアナウンサーのお話聞いておりましたら、大分御熱心に練習なさった、その割にはホームベースに届かなかつた。あれもしかし愛きょうの一つとして、大変は楽しい風景だと思つて拝見しておりました。

前の文部大臣の中島さんにもさんざんお願いをしておいたんですけれども、障害児の教育ということがすべての子供の教育にわたると私は思うんです。障害児の教育が徹底できないような先生でしたらば、恐らく落ちこぼれの子供の面倒も見切れない先生だと私は確信を持っています。本来、新しく就任された大臣の所信をお伺いして、その

中に障害児に対する教育をどういうふうにお考えなのか、あれば伺つてから質問するのが順当なんではないかと、きょうはそういうことじやございませぬので、西岡文部大臣が就任されて、障害児の教育に対してはどういうお考えを持っていられるのか、どんな基本的なお考えを持っていられるのか、それをまず聞かせてください。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。委員たたいま御指摘のとおり、まさに障害児教育の中に教育の原点と申しましうか、すべてが存在しているというふうに私自身も認識をいたしております。したがって、教職員の養成課程におきましてもできるだけ障害児教育についての専門的な知識というものが必須科目としてこれを取り入れるべきではないだろうかというぐうの考えを持って、まだそこまで残念ながら至っておりませぬけれども、今後取り組んでまいりたい。委員まさに御指摘のとおりで、私も全面的に賛成でございます。

○下村泰君 これは大変意を強くさせていただきました。

大臣もこの間の始球式のとき、そして入場してくる入場行進、ああいう甲子園球児の姿を見てみると、すばらしい、あの若さといひますか、あの純真さといひますか、私も春、夏必ず入場式というのは見ますけれども、何となしに胸が熱くなるんです。言葉も何も要らないんです。理屈も何も要らない。

その高校を目指していた少年が点字の試験を断られたという記事があるわけですね。二月二十三日に福岡で一人の少年が普通高校へ進学しようとした。このお子さんは小学校五年のときに緑内障で視力が落ちた。そのために中学は盲学校へ通つて三年経て、やっと高校に入試する。視力は〇・〇二だそうなんです。目の前に大きなものがあるというのをはかるんだそうなんです。ふだんの生活は自力でやつておる。高校へ何とかして入って一般の学生さんと勉強して社会人になりたい、行く行くは大学へも進学したいということで受験を

希望したんだそうですが、福岡の教育委員会の方でははじかれたわけですね。御本人は学校まで行って、自分の思いのたけを手探りで毛筆で書いて、そして三十分ぐらいで帰ってきたそうです。それに対して福岡の教育委員会の委員長は、遺憾なことである、何も断つたのにわざわざ来ることないじゃないかなんという言を言っておるんですね。そうすると、先ほど文部大臣のおっしゃった障害者に対する教育の基本的な精神と、この福岡の教育委員長の精神とまるきり違う。

それと、文部大臣が十四日の閣議後の記者会見でこの件に触れて「目の不自由な生徒にも受験機会を与えるべきだが、現実の問題として、入学してから十分に学べる環境が整っていない。現状では、福岡県教委の措置はやむを得ないのではないかと、こういうふうにお話しになっていらつしやる。ところが、入学してからでも本場に学校側にその体制を整える気があれば絶対私にはできないことではないと思うんですね。ですから、こういったことを文部省は一体どういうふうにとらえているのか、それをまずちょっと聞かせてください。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。先般の福岡の出来事は、本場に受験生の気持ちを考えてと残念なことだと私も考えます。ただ、今委員からもお話がございましたように、受験をしていただくという準備を整えた以上は、学校側としては十二分にそれに対して教育できる環境条件というものを整える責任がある。そういう意味において福岡の教育委員会として今回の問題についてはその準備は十分でなかったということ、いわば入り口のところでそれを拒否したという形にはなつたわけでございますけれども、拒否するということが必要しも目的ではなくて、むしろ準備が整っていないので、そういう状況の中で入学をせよというところの方が教育の上から責任ある行為になるかどうかという判断の問題であつたであらうと思います。

いろいろ細かいことを申し上げますと、いろいろなケースが想定されるわけでございますけれども、結論としては、今回の問題については残念なことでございますけれどもやむを得なかったなというのを私も記者会見で申し上げたことは事実でございます。今後福岡県の教育委員会がこうしたことを踏まえて、どのように対応されるかという点につきましては十分私どもも相談にあずかりたい、このように考えております。

○下村泰君 実際に視覚障害者の公立校の点字受験、これは宮城県、東京都、神奈川県、埼玉県、大阪、京都、兵庫、この七都府県が実施はしています。それで、もう二十八人も生徒が入学、これは文部省の方もこの数字はちゃんと把握していらつしやると思います。実際に例えば点字図書館へ行きましたも、こういう一連の参考書にしても学習書にしても調えることができるわけですね。

ただこのところで問題は、こういう問題には厚生省の方が非常に積極的なんですね。厚生省の方が例えばパソコンにしても何にしても非常に進んでこの問題解決に努力しておる。ところが文部省とうまくいってないんですね。私がいつも言うように、やぐざと同じで縦割りだけがつかりしておる。横の連絡は何にもない。いつも私は申し上げるんですけれども、こういう教育問題なんというの、これは国の将来の基本的なこととして、一番下の年齢の人たちの教育なんですからね。

それが縦割り行政にこだわって私は私は進歩がないと思う。厚生省が努力しているんだし、そういう問題も一つ一つ文部省も絡めて、そして解決していけば、こういう問題は私は一挙に解決できるんじゃないかと思ひますよ。学校の方に受け入れ体制がない受け入れ体制がない、やる気がないから受け入れられないんですよ。これはどうですか。

○政府委員(古村澄一君) 私たち文部省といたしましては、障害があるということだけで高等学校の門戸を閉じないようにつけてくれということとはかねてから御指導申し上げておりますが、要は入りまして後の教育の体制の問題だと思ひます。そこで、盲学校の高等部というのはそういう点では大変体制としては整備されております。普通の高等学校は盲人に対する体制というのは十分とられてないという現状の中で子供の教育を考えたときに、どっちを選んだ方が子供にとってプラスであるかということをお教養委員会なり学校の関係者は判断したんだらうということで、盲学校の高等部へ進学されたらどうかというふうなことがあつたというふうには聞いております。私は、全般的にそういういいわる特殊教育諸学校の方がいろいろな面で、教員の配置にいたしましたも、あるいは施設、設備のあり方にいたしましたも、あるいは教材、教具にいたしましても、それぞれ障害に応じたようになっていて、この方はいくらでも認めざるを得ないと思つております。ただそれがすべての子供に対してすべて盲学校へ行くべきだというふうな話ではないだろう、現実問題、そういうことについて対応ができる子供がればそれは一般の高等学校へ入ることもやぶさかではないというか、そういうこととも整えてやるということをおケース・バイ・ケースによってやつぱり具体的に検討していく問題だということに考えております。

○下村泰君 大変たいまの御意見は結構な御意見だと思ひます。ましてや役所という、つまりたぐさんの役所があります。これはやつぱり国民の要望にこたえるための役所なんです。国の方々が区分けして、おまへはこつちへ行け、こつちへ行け、こつちは絶対来るななんて、そんなことを言える権利はないと思ひます。すべて国民の側の要望することにこたえるような措置を講じてあげなければ本来の所管庁の務めは私は務まらないと思ひます。

大臣、一番私が寂しいのは、必ずこういうことの起きてくるのはこの時期なんです。二月、三月。歳時記みたいなんです。これが、つまり、この時期になって、こういうことによつて教育を阻まれたとか、あるいは入学できなかったとか試験が受けられなかった。毎年二月、三月なんです。これは、あるいは四月。そうすると一種の歳時記です。

よ、これは。カレンダーがわりにこんなものが出てきてはいけないんじゃないでしょうか。ですからこういうのは少し、一日でも早く解決をしていただきたい、お願いをしておきます。いかがでしょう。

○国務大臣(西岡武夫君) お答え申し上げます。委員からの御指摘、もう全くそのとおりだと申し上げたいところでございますが、全国の高等学校がすべてどこでどういう地域でどういう受験生の希望が起るかというのを把握することはなかなか不可能でございます。そういう状況の中で盲学校の整備を充実するということがやはり一義的には文部省としては大事なことであらうと。でき得べくんば、できるだけ多くの、高等学校の中で学びたいという目の不自由な生徒のための教育条件を整備するということが可能であれば、そのことが一番いいと私も考えておりますけれども、それを直ちにいつでもどこでもだれでもというふうな形で整えるということは現実問題としてはなかなか残念ながら不可能なのではないかというふうにお答えせざるを得ません。

○下村泰君 それ以上は無理だらうと思ひます。けれども、できる範囲においてひとつお考え願ひたい。よろしくお願ひします。

さて、国立劇場の方でございますけれども、この十九条の二というところですか、二項の方ですか。これは「国立劇場は、前項の業務を行うほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができ、」こうしますと、ほとんどの芸能種の人たちが利用することができざるわけですね。

○政府委員(横瀬庄次君) この規定はいわゆる貸し館に当たるようなところでございましてけれども、この規定のとおり、支障がない限りにおきまして一般の利用に供するということでございますので、その限定というものは特になんとも思ひます。○下村泰君 と申しますのは、例えば今まで国立劇場あります、今もね。それで中劇場があつて国立演芸場というのがあります。国立小劇場ですか、

あれは本来は国立資料館です。建ててくださったのはありがたいんですが、何であんなところに建てたのか、私はまだに腹立っているんですが、もともと庶民の集まるような場所に建ててくれれば国立演芸場ですね。あんな真後ろに最高級の石の建物があるところに、どこで漫才やるんだ、どこで落語やるんだ、来にくいんですよ、あそこは。それで、あそこ以上のお客さんを集めようとして例えば国立劇場をお借りしようと思います。そうしますと、落語以外は伝統がないというのです、寄席芸能に。落語以外は伝統がないから貸さないというのです、文化庁は。今でもそうですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 先ほど申しましたように貸し館ということでございまして、本来の業務に支障のないということであれば、特に法律的といいますが、制度的に落語以外の伝統芸について使用させないということではないと思うんでございしますが、非常に希望が強いために、そういう何というのですか、使用の許可の基準の優先順位というようにことから言いますと、できるだけ伝統的芸能ということに引きずられていくんじゃないかと思いますが、決して全く許さないということではないと思います。

○下村泰君 全く許してないんです、実際はね。私が経験者だから、これはもうあなたがどういふ言いわけしようと絶対許さない、これは。私が行って断られたんだから。ところが、もうちょっとひとつ私は文部省のこういったお仕事に携わる方々に研究していただきたいんです。

例えば漫才という言葉で今表現されておりますが、もともとは万歳と書くんですね。それ以前は俄なんですよ。いわゆる江戸俄、浪花俄と博多俄というもので、今現在残っているのが博多俄と熊本俄ですね。で、俄というのは当時の権勢者に対して一般市民がやゆしたり批判したりするのが原因ででき上がったようなものです、あの俄というのは、本来は。ですから、博多の俄なんというのはいの半面というのですか、お面をかぶって、どこかのだれがやっているかわからないようにしてやっ

ているわけですね。ですから、ああいったものというのの御先祖が私は漫才の御先祖だと、こう思っていますよ。で、万歳の中にも御殿万歳もあり門付け万歳もあります。御殿万歳というのは、これは徳川家康のお父さんが大変かわいがった、三河万歳を。それでその徳川家康が江戸城に入ったときに徳川家康のお父さんにかわいがられた当時のあの知多半島、あの三河の安城ですか、あの近所にいた万歳の人たちが大華ししてお正月お祝いに駆けつけた。それから名字帯刀を許されて御殿万歳というのは生まれるわけですよ。

こういうふうな一つ一つさかのぼっていくとちゃんと歴史があるんですよ。今の形の漫才というのは明治の末期に出てきた。空中軒マストンという人が一番最初ですがね。チャップリンというのが一番最初なんです、その当時。このチャップリンという人は、もとは剣舞をやっていた人なんです。その人が急にまあチャップリンのような格好をして始めたのがこの実態の一番最初なんです。そういうことをさかのぼっていくべきじゃないかあるんです。そんなことも知りもしないで、やれ伝統がないとかあるという。だから私はかちかちくるんだけれども、これはこれとしておきましょう。

で、私も一つ質問したいのは、文化庁の方でどういふふうにお調べになつていくか知らぬけれども、あの正統時代に、今よりも音楽教育が普及してなかった当時に、浅草では浅草オペラ、オペレッタ、これがあれだけの大流行をして全国津々浦々にまで当時の歌が流れていた、今のようない媒体のないときに、今日これだけ素晴らしい音楽教育を受けている子供たちがいて、なぜオペラがああ当時のような隆盛にならないのか、お考えになったことはありますか。

○政府委員(横瀬庄次君) ちょうど大正大震災の直前ぐらいまでの間に、明治の終わりから大正の十年ごろまでの間に浅草を中心にして非常にオペレッタが流行したというのですか、普及したということは、今から考えますと非常に特異といいま

すか、今から考えれば想像のできないほどの分量で普及をしたということについては、私も本で読んだことがございしますが、それがどうしてあるかということについては私も研究したことがございませぬので、ちょっとお答えしかねるところでございします。

○下村泰君 結構ですよ。別に、だからおまえ文化庁にいる資格がないなんて言いませんから、私、当時新しかった、新しもの好きという人の心理というのにはありますね。珍しかった、新しかったというものに飛びついたという感じはあります。でももう一つ、当時沢モリノとか清水金太郎、明石須磨子、藤村吾郎、田谷力三、戸山英二郎、これは後の藤原義江さんですけれども、柳田貞一なんていう方がおりまして、この方はエノケンさんのお師匠さんです。こういう方たちで編成していた常打だったんですよ、早い話が常打ち。ですから、こういうものもやっているよ、はい行くよと行けたわけなんです。ところが今のオペラというのは大変ですわ、これ費用が。まず、舞台飾ると坪幾らでしょう。何百万円かかるでしょう。それから衣装、それから赤毛のづら、赤毛と言います。私らは、赤毛のづら、これが高い。こういったものを全部仕込むと、とてもじゃないけど今の入場料じゃツイペイできないわけですね。しかも今期間が短いでしょう。だから結局行きたい人がいても、また見たい人がいてもこういうものはなかなかうまくいかなかった。

それで、当時、文化庁こういうこと知っていますかね。切符の回しというのを知っていますか。知らないでしょう、そういうことを知らないや。これから国立劇場を経営できませんよ。これはチケットと言つて、チケットというのは切符を売るところだ。それで切符を買って、もうぎりというのがある。もうぎりというのは入り口のところで切るの。あそこを半券切りますね。あれ切らないのはいいらっしゃいとそのまま持つていっちゃう。お客さんというのは半分くれという人はいない、そのままずつと入つていっちゃう。すると、それ

を十枚なら十枚束にしてまた送る。また売わけだ。で、その枚数で税務署をこまかす。税務署が後ろにいるときは半券切る。そのかわりその半券また向こうへ回すの。それでこまかす。こうやって費用を浮かすんですよ。そこまでしてみんな苦労する。そこまでしなかったらまた経営が成り立たない。これは庶民の知恵、ところが、今度三%だからいいだろうという、そうもいきません、やっぱりね。入場料、これはやっぱり高くしなかつたらオペラというのはなかなかもちませんよ。ですから、こういった経営、いわゆる運営、それこそ経営だ。こういうことをどういふふうにするのか、それを真剣に考えてほしいと思います。

それともう一つは、障害者のことを考えて今度の二国はちゃんと設計、あるいはその他でできていますか。そこを聞かしてください。それでお願いします。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場につきましては現在実施設計中でございますけれども、身体障害者に対しての車いす専用席につきまして、大劇場が八席、それから中劇場が四席を設けておるといふことと同時に、当然でございしますが、車いす用のサロン、それから専用トイレ等の工事もしているところでございます。

○下村泰君 一つだけ。これから大臣、年寄り、まあ私も年寄りになるんですけども、ふえますね。そうしますと、視力は落ちるわ、聴覚は落ちるわ、老人は聴覚というのが衰退しますからね。こういう方たちがどんとふえると、いわゆる手足のどうのこののじやなくして、自然と老人の域に入るがための障害というのがたたくさんふえてくるわけだ。ですから、そういうことも考えて、この第二国立劇場もそういう方々に対する対応の仕方も十分に考えていたかどうか、そういう方々も十分に楽しめるようにつくっていただきたいということを要望しておきます。ありがとうございます。

○委員長(杉山令肇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山令肇君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国立劇場法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山令肇君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷君。

○柏谷照美君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立劇場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、芸術・文化振興の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一、「第二国立劇場」が現代舞台芸術の振興及び普及のための中核的施設として機能するように、適切な措置を講ずるとともに、劇場の貸与に当たってもその点十分配慮すること。

二、「第二国立劇場」が現代舞台芸術の情報センタールとしての役割を果たせるよう、その機能、設備等の充実に努めること。

三、「第二国立劇場」の竣工・開場までの準備が適切に行われるよう配慮するとともに、その進捗状況を適宜当委員会に報告すること。

四、国立劇場の管理・運営については、芸術家及び芸術団体など関係者の意見を十分に尊重し

て行うこと。

五、今後とも、長期的・総合的・国際的観点に基づいて、我が国芸術・文化のバランスある振興を目指し、文化予算の大幅拡充に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(杉山令肇君) ただいま柏谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山令肇君) 全会一致と認めます。よって、柏谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西岡文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。西岡文部大臣。

○国務大臣(西岡武夫君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(杉山令肇君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山令肇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杉山令肇君) 次に、教育文化及び芸術に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。

仲川理事より御報告を願います。仲川君。

○仲川幸男君 去る二月一日から三日までの三日間、愛知県及び岐阜県に委員派遣が行われましたので、その調査結果の概要を御報告申し上げます。派遣委員は杉山令肇委員長、柏谷照美理事、佐藤昭夫理事、木宮和彦委員、山東昭子委員、世耕政隆委員、高木健太郎委員、高桑栄松委員、勝木健司委員、下村泰委員と私、仲川幸男でございます。

一日目は、まず名古屋大学の視察から始めました。早川学長から大学の概要等について説明を受けました。最近、同大学では、大学院生の増加が著しいため、大学院の教育・研究経費の一層の充実が必要となっていること、増加する留学生への対応が大きな問題になっていることの二点が特に強調されました。留学生の受け入れは現在四百四十五名に上り、五年前の約二倍となっております。今後とも、留学生宿舍の整備、留学生担当教官の拡充等きめ細かい施策が重要との指摘がありました。説明の後、プラズマ研究所、農学部、園芸実験室、さらに、留学生の宿舎インテリナショナル・レジデンスを視察いたしました。レジデンスでは留学生と懇談の機会を持つことができました。

次いで岐阜県庁を訪ね、土屋企画部長から県勢の概要について説明を受けました。同県は繊維、陶磁器、刃物等地場産業が盛んなため、第二次産業の占める割合が全国第一位であります。今後は第三次産業の一層の振興を図るべく、第四次総合計画を実施中とのことであります。続いて吉田教育長から県の教育行政の概要について説明を受けました。同県では、生涯学習体制を整えるためスポーツ施設や文化施設の整備充実、東西文化の接点として文化財が多いためその保護などに特に力を入れているとのことであります。今後の課題としては、第二次ベビーブーム後の児童生徒数の激変に対処するため、公私立間の調整の問題が挙げられました。なお、同県の特徴として、私学の担当部局を知事部局に置かず、教育委員会に置き、学校教育全体の枠組みの中で私学振興策を講じているとのことであります。なお、岐阜県からは岐阜大学大学院の夜間コース設置等の要望を、また岐阜市長からは史跡加納城の復元の要望を、私学団体からは生徒急減対策等の要望を受けました。

二日目は、創設準備中である核融合研究所の建設予定地である土岐市に赴きました。同研究所は、名古屋大学プラズマ研究所と大学共同利用機関として改組するものであります。現在敷地造成中であり、市長からも建設促進の方の要望を受けました。

続いて日本三大山城の一つである岩村城跡を視察いたしました。岩村城は約八百年前築城されたものでありますが、現在本丸を初めとする石塁を残し往時をしのぶことができます。なお、城山のみもとにある歴史資料館には、日本最初の英和辞典など貴重な文化財が保存展示されております。午後は、まず県立明智商業高校を訪ねました。九五%の生徒が就職するため、教育方針も実社会で活躍できる人材の養成を目標に、基礎学力の充実と各種資格の取得、部活動や奉仕活動を重視しているとのことであります。そうした努力もあって、非行や中途退学等ほとんどないとのことでありました。

次いで、恵那郡明智町の財団法人日本大正村を見学いたしました。役場、郵便局、カフェーといった建物、町並みに大正の面影を残しております。さらに、町ぐるみで風俗、人情に至るまで大正の雰囲気を残そうと努力している様子がうかがわれました。

三日目は、まず益田郡萩原町の禅昌寺を訪れました。雪舟作の大達磨像を初め多くの古画、古美術を所蔵しております。続いて、昭和五十七年にオープンした高山市民文化会館を訪れました。一、二階が豪華なホール等を備えた文化会館で、三、四階には公民館を併設し、利用者も年々増加しているとのことでありました。

高山ではその後高山陣屋を視察いたしました。高山陣屋跡は七五%が復元されておりますが、県から完全復旧整備のための国庫補助の要望がありました。

陣屋を後にして、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている出格子の連なる三之町の町並みを経て、屋台会館を見学いたしました。屋台会館には、高山祭に引き出される精巧な細工の屋台が展示されております。高山を最後に私どもの派遣の日程を終えましたが、本報告の中で詳細に触れることができなかった岐阜県、岐阜市及び私学団体からの要望につき

ましては、本日の会議録の末尾に掲載していただくようお願い申し上げます。

最後に、この場をかりまして視察先の関係者の方々に改めて御礼申し上げます。

以上で報告を終わります。

○委員長(杉山令盛君) これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの派遣報告につきましては、別途、派遣地の要望等をまとめた報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(杉山令盛君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

〔参照〕

岐阜県の要望事項

一、岐阜大学の整備拡充について

岐阜大学は、本県における高等教育研究機関の中核的存在であり、県民及び産業界は今後一層の総合的整備拡充を強く期待しているところであります。

特に、医療技術教育の充実、工学系の教育・研究の充実、高度研究開発施設の充実等については、地域の医療体制の整備や産業の振興等に深く結びつくものとして、県民の強く熱望するところであります。

ついては、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 医学部附属病院に救急部を設置すること。
- 2 医療技術短期大学部を新設すること。
- 3 大学院工学研究科博士課程を新設すること。
- 4 大学院工学研究科修士課程の夜間開講コース。

スを設置すること。

二、核融合科学研究所(仮称)の建設促進等について

昨年四月に起工式が行われた核融合科学研究所(仮称)の土岐市立地については、東濃西部地域の教育文化の向上、産業の振興等、地域の発展に大きく寄与するものであり、また、第四次全国総合開発計画において、その推進が明記された「東濃西部研究学園都市構想」の中心的施設として大いに期待されております。

本県では、東濃西部研究学園都市の面的拠点として、同研究所の周辺一帯を「プラズマ・リサーチパーク」として開発整備すべく、関係市町とともにその推進に努めているところであります。

ついては、次の事項について引き続き格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 核融合科学研究所(仮称)の建設費等について所要の予算措置を講ずること。
- 2 国立大学共同利用機関である核融合科学研究所(仮称)の組織を早期に設立すること。
- 3 プラズマ・リサーチパークの核となる研究開発機能、関連企業の誘致を行いたいので、これに対し、御助言、御協力を賜りたいこと。
- 4 核融合科学研究所(仮称)の建設に係る工事発注については、地元業者を優先させるとともに、建築資材として地元産のタイル等の御使用を賜りたいこと。

三、公立学校施設整備の促進について

本県においては、校舎および屋内運動場の増築、危険校舎等の改築、不適格建物の解消、産業教育振興校舎の整備、大規模改造を要する学校が多く、これらの課題の解消を早急に図る必要があります。

ついては、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

平成元年度に予定している公立学校施設整備事業について、国庫補助事業として採択すること。

区分		小中学校		高校・特殊	
校舎増築 養護学校校舎新增築 産振校舎増改築 屋内運動場増改築 危険建物改築 不適格建物改築 統合校舎・クラブハウス等の新增築 計	校	九	一、八四二 平方米	校	六、五五二 二、七六九 平方米
		一	四、七四七		
		一	二、三九九		
		四	五、九四四		
		一	三、八五七		
		七	二八、七八九		
		四二	(補助要望額) 千円		
大規模改造 木の研修施設 計	校	三	一四六、六七四 千円	校	一四六、六七四 千円
		三	一四六、六七四		
		三	一四六、六七四		
		二	七、一二六		
		八	九〇〇、四〇八		
		二	三		
		三七	三		
三九	三				

四、養護教諭及び学校事務職員定数の改善について

養護教諭及び事務職員は、専門的な知識と技術を要する職員として小中学校に配置されております。

これらの職員定数改善は、現在、第五次教職員定数改善計画に従い、平成三年度に完成すべく、逐次国において進められておりますが、現在のところ、その進捗状況が低い実情であります。

ついては、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

養護教諭及び学校事務職員の定数改善について、平成三年度完成を実現すること。

(参考)

昭和六十三年 未充足数	
職名	養護教諭
未充足数	八二人
	九六人

五、私立学校教育の振興について
私立学校は、建学の精神を生かし、特色のある

教育を行い、本県の学校教育において、重要な役割を果たしておりますが、私立学校の施設・設備等の教育条件、保護者の教育費負担の面においては、公立学校に比し、依然として、大きな格差があります。

今後、情報化、国際化あるいは産業構造の変化が進展するものと予測されますが、私立学校が時代の要請に対応できる人材を育成していくためには、優秀な教職員の確保、施設・設備の整備、経営基盤の確立等の必要性がますます高まると考えられます。

更に、高等学校は平成二年度から十五歳人口の急激な減少期に入るため、学校法人の経営状況の悪化を招来し、財政面に大きな影響を及ぼすことは必至であります。

このため、本県といたしましても、私立学校教育の振興を図るため、各種の補助制度、奨学金貸与制度などの施策を講じております。

ついては、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 私立高等学校、幼稚園等に対する経常費助

成制度（国庫補助金及び地方交付税）の充実
2 私立高等学校に対する施設整備費補助制度の拡充
3 私立高等学校生徒の減少期対策の樹立
4 幼稚園就園奨励費補助金の対象年齢を三歳児まで拡大
5 専修学校、各種学校の経常費に対する補助制度の創設

六、高等学校職業教育の振興について
エレクトロニクスやバイオテクノロジー等の先端技術の飛躍的な進歩や情報化、国際化等の進展により産業構造が変化し、産業経済活動のソフト化、サービス化の進行による人材需要の変化や生徒の多様化、生涯学習のニーズの高まりなど、高等学校の職業教育をとりまく状況は大きく変わってきております。

この様な変化に適切に対応するためには、学科構成の見直し、教育内容や教育方法の改善、効果的な実験実習を行うために必要な施設・設備の充実、教員の研修機会の確保等を早急に図る必要があります。

ついては、理科教育及び産業教育審議会答申、岐阜県地方産業教育審議会答申に盛り込まれた職業教育改善充実の立場から、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 施設整備に対する助成の増額
- 2 一般設備整備、設備更新に対する助成の増額
- 3 先端技術修得用機器の導入に対するレンタル・リース料助成制度の新設
- 4 情報化への対応に伴うソフトウェア整備のための助成制度の新設
- 5 教育の企業等長期研修（産業教育内地留学）研修費の増額
- 七、高山陣屋跡第三次整備事業の促進について
高山陣屋跡は、国史跡指定以後復旧整備を行い七五％を復元しましたが、残る二五％を占有していた岐阜刑務所高山拘置支所が昭和六十三年度中

に移転完了することとなったため、国所有の跡地を国有化し、陣屋の完全整備を行い、名実ともに全国唯一の陣屋跡としての完成を図ろうとするものであります。

また、平成五年の高山陣屋開所三〇〇周年までに整備完了するためには早期土地購入がぜひとも必要であります。

ついては、次の事項について格別の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

岐阜刑務所高山拘置支所移転跡地の平成元年度一括購入について、国庫補助事業として採択すること。

（参考）

第一次整備（昭和四十五年～四十八年度）
御役所 御蔵 表門等修理、陣屋前広場整備

第二次整備（昭和五十三年～五十八年度）
北門、板垣、書物蔵等復旧

第三次整備（平成元年度～五年度予定）
郡代役宅等復旧

岐阜市の要望事項

一、国指定史跡・加納城跡の整備について
日ごろから岐阜市の文化行政につきまして、特段の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

岐阜市加納には、関ヶ原合戦後全国で最初の城である加納城があります。慶長六年（一六〇〇）の築城から明治二年（一八六九）に廃城に至るまで、約二七〇年間の歴史をもっております。この間加納の地は、城下町として、また中山道の宿場町として栄えました。

廃城以後一時は旧陣屋が、また戦後は駐留軍や自衛隊がその跡地を使用した時代もありましたが、その後はわずかに公園として、近隣住民が利用しているに過ぎません。石垣も崩壊、欠落箇所があり、また堀も埋められております。

こうした城跡を現状のまま放置することなく、往時の美しい姿に復元整備し、後世に伝え、岐阜市民のみならず広く国民の鑑賞・研究の用に供

することは、私どもに課せられた責務であると考えます。

この加納城跡は、昭和五十八年十月二十八日、国の史跡として本九部分が指定され、その整備方針について検討を重ねてきたところであります。が、多くの問題をかかえその取扱いに苦慮しているところであります。

つきましては、本市の長年の懸案であります加納城跡整備事業の推進にあたり、下記について多方面からなる格段の御支援、御援助を賜りますようお願いいたします。

記

1 加納城跡に係る土地公有化及び復元整備事業について、国庫補助事業として採択されたい。

2 民家及び公共施設の移転については、今の新たな土地取得が困難な時代にあつて、移転先としての代替地の確保が必要と考えられます。この代替候補地として近隣する国立岐阜大学教育学部附属小・中学校敷地が最適と考え、国立岐阜大学と交渉中ですが、この点について御配慮賜りたいた。

岐阜県私立中学高等学校協会の要望事項
一、私立高等学校等経常費助成費補助金について
私立高等学校等経常費助成費補助（一般補助）私立学校が建学の精神に則り、特色ある教育を実践して青少年の教育に寄与し、わが国の学校教育に貢献してきた実績と重要な役割については、衆目の認めるところであります。昭和五十年、「私立学校振興助成法」が制定され、この法律に基づいて私立学校に対する国の補助が行われるようになったことを見ても明白であります。

また、臨時教育審議会は、その最終答申において「それぞれの建学の精神に基づいて設置され、高い公共的役割を担うべき私立学校の教育は、今後一層重視されなければならない」と提言しております。ところが、近年国の財政事情によって、私立学校に対する国の補助金は抑制の方向にあり、そのことによって公私立学校の学納金の父母負担はま

すます格差を生じております。わが国の初等中等教育、幼児教育が公私立学校の相互協力によって行われている実態に対し、私立学校の健全な運営、教育の機会均等等を達成するため、公私立学校の学納金の父母負担の格差は、早急に是正されなければなりません。

したがって、平成元年度の政府予算の編成にあたりましては、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

二、施設・設備改善費等に対する特別補助金について（新規）
国民教育としての初等中等教育の一翼を担う私立学校の校舎等は建て替えられてからすでに三十年余を経過したものが多く、改築の必要に迫られております。また、教育改革に対応する校舎や施設の改善も求められております。このため私立学校振興助成法の「教育条件の維持向上、父母の経済的負担軽減、経営の健全化」の趣旨にかんがみ、施設設備の拡充充実を含め、老朽校舎改善費等についての特別補助を是非ご配慮たまわりたいと存じます。

特に、文部省が新規に概算要求されている私立高等学校等の建物環境緊急整備費の所要額につきましては、公立学校に準じて措置されるよう、重ねてお願いいたします。

三、生徒減少期対策について
平成二年度より生徒数は急激な減少期に入り、私立学校におきましては、学校運営について各方面にわたり誠に多難な時代を迎えるのであります。つきましては、この長期にわたる生徒急減期に対し、各県において適切な措置を講ぜられるよう、国におかれまして、強力なご指導を賜りたく、格段のご配慮をお願いいたします。

岐阜県私立幼稚園連合会の要望事項
一、経常費補助について
おかげさまで平成元年予算では、園児一人当たり一六、三二〇円に引き上げていただくことができましたが、引き続き大巾な増額をお願いしたいと存じます。

二、就園奨励費補助について
補助限度額の引き上げと補助対象枠の拡大、特

(1) 岐阜県に於ける私立幼稚園就園児の年令別比較

昭和五十年五月一日			昭和六十三年五月一日		
人	数	比率	人	数	比率
三才児	四、六四四人	一九・四	六、一〇五人	二六・四	
四才児	九、七八二人	四〇・九	八、七二一人	三七・六	
五才児	九、四九二人	三九・七	八、三三九人	三六・〇	
	二二、九一八人	一〇〇・〇	二二、一六五人	一〇〇・〇	

資料参考：学校基本調査による

第三号 平成元年一月十日受理

義務教育教科書無償制度の存続に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五
二八 米原賢士

紹介議員 守住 有信君

右記表の示す通り、三才児教育に対する就園傾向が著しく増加してきている。このように三才から就園させたいと考えている父母が多くなっている。一方、保護者は若年家庭で教育費の負担が生活を圧迫しているのも事実である。私立幼稚園の保護者は、公立幼稚園に比べ、大きな教育費負担格差があります。この点も含め、三才児に対する就園奨励費補助の拡大は緊急な重要課題と考えています。上記就園奨励費補助について、地方では、一部市町村に於いていまだに完全実施されていないところがあります。

市町村の就園奨励費補助事業に関する条例等によって、補助額が政府の示す減免額に満たされず、市町村格差があります。このことが、父母の大きな不満になっていますので、適切な指導をいただきたいと考えています。

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育教科書無償制度の存続に関する請願(第三号)
二、学校図書館法の改正に関する請願(第二二二号)(第二三三号)

に対象を三才児にまで含めることについてお願いしたいと存じます。

資料参考：学校基本調査による

第三号 平成元年一月十日受理

義務教育教科書無償制度の存続に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五
二八 米原賢士

紹介議員 守住 有信君

最近、政府は、義務教育にかかわる諸経費の国庫負担について、地方自治体あるいは私費負担に転嫁させる傾向を強めている。特に大蔵省は、財政負担を理由に、昭和五十五年の予算編成以来、義務教育諸学校の教科書無償制度の廃止を打ち出し、有償化を目指してきたが、幸いにして、その都度予算復活折衝の段階で存続が認められ、今日に至っている。大蔵省では、来年度予算編成に当たり、教科書無償制度の廃止を検討し、その実現を図ろうとする動きがあるようである。義務教育教科書無償制度は、義務教育の無償を定めた憲法の精神に基づくもので、本制度を廃止し、義務教育教科書を有償化することは、教育制度の根幹にかかわる大きな問題であり、また、教育費の父母負担を更に増大させることになる。ついては、義務教育教科書無償制度を存続させたい。

第二二二号 平成元年二月六日受理

学校図書館法の改正に関する請願(七通)
請願者 富山市芝園町三ノ一ノ二六 青塚

与市 外六名
紹介議員 永田 良雄君

学校図書館は、二つの重要な使命をもっている。その一つは、児童生徒の主体的な学習活動を助けて教育課程の展開に寄与すること、その二つは、児童生徒の読書活動を助けて読書の習慣化を図り、人間形成に資することである。しかし、このよう重要な役割をもつて活動しているにもかかわらず、これを運営する人の面については極めて不十分な措置しかされていない。司書教諭については、学校図書館法に「置かなければならない」(第五条)と規定しながら、「当分の間置かないことができる」(附則第二項)という経過規定がないことができない。また、学校司書については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の設置、通則配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において、学校図書館の重要性とその事務量を考慮し、特別な大規模校に対して事務職員が配置されたが、配置が極めて少ないことはもとより、その資格要件など資質面については何ら規定がない。そのため、学校図書館の専門的な業務に従事するためには多くの無理が生じている。ついては、次の事項について学校図書館法を改正し、我が国の学校教育の充実発展を期されたい。

一、学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を、附則第二項を削除して即時発令することと
もに、司書教諭養成上の不備を改めること。
二、学校司書を専門的な職として法制化すると

ともに、教育職二級職員に位置づけ、身分の確立を図ること。

三、学校図書館法第四条に、教育課程の編成と展開、学校図書館の利用指導と読書指導、教員の相談に応ずるなど、学校図書館の現代的な使命を加えること。

第二三三号 平成元年二月七日受理
学校図書館法の改正に関する請願(八通)
請願者 福井県鯖江市舟津町二ノ五ノ四二
小辻幸雄 外七名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
一、国立劇場法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
目次中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。
第三条の三第二項中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。

第三条の四第二項の表中

東北大学医療技術短期大学部		宮城県		東北大学	
学医療技術短期大学部	宮城県	東北大学	学医療技術短期大学部	秋田県	秋田大学
学医療技術短期大学部	秋田県	秋田大学	学医療技術短期大学部	秋田県	秋田大学

群馬大学

を「群馬大学医療技術短期大学部」に改める。

「第三章の三 国立大学共同利用機関」を「第三

章の三 大学共同利用機関」に改める。

第九條の二の見出しを「(大学共同利用機関)」に改め、同条第一項中「国立大学における」を「大学における」に改め、「資するため」の下に「大学の共同利用の機関として」を加え、「国立大学の共同利用の」を削り、「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 大学共同利用機関は、大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の目的たる研究その他の事項と同一の事項に従事するものの利用に供するものとする。

第九條の二第三項中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改め、「国立大学その他の」を削る。

附則第三項中「一万九千八百七十二人」を「一万九千八百七十六人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第三條の四第二項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部に係る部分は同年十月一日から、群馬大学工業短期大学部に係る部分は平成四年四月一日から施行する。

(群馬大学工業短期大学部の存続に関する経過措置)

2 群馬大学工業短期大学部は、改正後の第三條の四第二項の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

3 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。

国立劇場法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律

国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「主として我が国を我が国に」、「行ない、その保存及び振興を」と、我が国における現代の舞台芸術(同項において「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及に改める。

第九條中「役員は」を「会長、理事長及び監事は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

第十二條中「文部大臣は、」を「文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

第十九條第一項中「業務を行なう」を「業務を行なう」に改め、同項第一号中「(伝統芸能の公開の下に)又は現代舞台芸術の公演」を加え、「公開を行なう」を「公開及び現代舞台芸術の公演を行なう」に改め、同項第二号中「(伝統芸能を、)伝統芸能に、養成すること」を「養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行なうこと」に改め、同項第三号中「(伝統芸能の下に)及び現代舞台芸術」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同項第四号中「又は振興」を「若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及」に改め、同条第二項中「行なうほか」を「行うほか、第一條の目的の達成に支障のない限り」に改める。

第三十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

附則

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の国立劇場法第九條第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、国立劇場法第十條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校図書館法の改正に関する請願(第三二二号)(第三三三号)

一、高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第三五五号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第三六二号)

第三二二号 平成元年二月二十日受理
学校図書館法の改正に関する請願(十通)
請願者 和歌山市住吉町一 古屋正巳 外九名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三三三号 平成元年二月二十一日受理
学校図書館法の改正に関する請願
請願者 沖縄県那覇市宇真地二四八 島元 巖 外三名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五五号 平成元年二月二十三日受理
高校四十人学級の早期実現と私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 大阪府堺市中百舌鳥町七丁一、一四二ノBノ四ノ四〇一 森田勝 外九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

第三六二号 平成元年二月二十三日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(二通)
請願者 兵庫県養父郡関宮町三宅 和田一 己 外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
私学助成の抑制は、毎年の学費値上げと教育諸条件の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控えて、私学教育の危機的状況を一層加速させている。憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担う私学にとって、高学費問題の解決は、緊急の課題である。また、四十人学級の即時実施、三十五人学級への移行は、教育困難を打開し、私学教育を発展させる上からも、父母・国民の強く求めている課題である。国民の切実な要求を実現することは、当面する教育改革の、国が負うべき緊急の課題である。ついては、次の事項について速やか

高校四十人学級の実現と私立高校学費の父母負担軽減・公私格差解消は、すべての子供の豊かな成長に不可欠の課題であり、国と政府の責任である。国民が教育に求めるものは、臨教審による改革ではなく、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等である。この実現のためには、教育条件の抜本的改善こそがまず必要であり、生徒減少期こそ、その絶好のチャンスとなる。そして、これは軍事費や大企業本位の予算を削ることで十分可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、私学助成を大幅に拡充すること。

1 経常費二分の一助成を直ちに実施するとともに、授業料・入学金への補助制度を確立すること。

2 私立高校への施設・設備費助成制度を確立すること。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の四十人学級(工・農等三十五人、定時制二十五人)を早期に実現すること。私立高校の四十人学級の実現のための特別助成措置を行うこと。

第三六六号 平成元年二月二十三日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(二通)
請願者 兵庫県養父郡関宮町三宅 和田一 己 外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
私学助成の抑制は、毎年の学費値上げと教育諸条件の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控えて、私学教育の危機的状況を一層加速させている。憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担う私学にとって、高学費問題の解決は、緊急の課題である。また、四十人学級の即時実施、三十五人学級への移行は、教育困難を打開し、私学教育を発展させる上からも、父母・国民の強く求めている課題である。国民の切実な要求を実現することは、当面する教育改革の、国が負うべき緊急の課題である。ついては、次の事項について速やか

高校四十人学級の実現と私立高校学費の父母負担軽減・公私格差解消は、すべての子供の豊かな成長に不可欠の課題であり、国と政府の責任である。国民が教育に求めるものは、臨教審による改革ではなく、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等である。この実現のためには、教育条件の抜本的改善こそがまず必要であり、生徒減少期こそ、その絶好のチャンスとなる。そして、これは軍事費や大企業本位の予算を削ることで十分可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、私学助成を大幅に拡充すること。

1 経常費二分の一助成を直ちに実施するとともに、授業料・入学金への補助制度を確立すること。

2 私立高校への施設・設備費助成制度を確立すること。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の四十人学級(工・農等三十五人、定時制二十五人)を早期に実現すること。私立高校の四十人学級の実現のための特別助成措置を行うこと。

第三六六号 平成元年二月二十三日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(二通)
請願者 兵庫県養父郡関宮町三宅 和田一 己 外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
私学助成の抑制は、毎年の学費値上げと教育諸条件の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控えて、私学教育の危機的状況を一層加速させている。憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担う私学にとって、高学費問題の解決は、緊急の課題である。また、四十人学級の即時実施、三十五人学級への移行は、教育困難を打開し、私学教育を発展させる上からも、父母・国民の強く求めている課題である。国民の切実な要求を実現することは、当面する教育改革の、国が負うべき緊急の課題である。ついては、次の事項について速やか

高校四十人学級の実現と私立高校学費の父母負担軽減・公私格差解消は、すべての子供の豊かな成長に不可欠の課題であり、国と政府の責任である。国民が教育に求めるものは、臨教審による改革ではなく、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等である。この実現のためには、教育条件の抜本的改善こそがまず必要であり、生徒減少期こそ、その絶好のチャンスとなる。そして、これは軍事費や大企業本位の予算を削ることで十分可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、私学助成を大幅に拡充すること。

1 経常費二分の一助成を直ちに実施するとともに、授業料・入学金への補助制度を確立すること。

2 私立高校への施設・設備費助成制度を確立すること。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立高校の四十人学級(工・農等三十五人、定時制二十五人)を早期に実現すること。私立高校の四十人学級の実現のための特別助成措置を行うこと。

第三六六号 平成元年二月二十三日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(二通)
請願者 兵庫県養父郡関宮町三宅 和田一 己 外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君
私学助成の抑制は、毎年の学費値上げと教育諸条件の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控えて、私学教育の危機的状況を一層加速させている。憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担う私学にとって、高学費問題の解決は、緊急の課題である。また、四十人学級の即時実施、三十五人学級への移行は、教育困難を打開し、私学教育を発展させる上からも、父母・国民の強く求めている課題である。国民の切実な要求を実現することは、当面する教育改革の、国が負うべき緊急の課題である。ついては、次の事項について速やか

P

第十二号中正誤

ページ	段行	誤	正
1	1	...	...
2	1	...	...
3	1	...	...
4	1	...	...
5	1	...	...
6	1	...	...
7	1	...	...
8	1	...	...
9	1	...	...
10	1	...	...
11	1	...	...
12	1	...	...
13	1	...	...
14	1	...	...
15	1	...	...
16	1	...	...
17	1	...	...
18	1	...	...
19	1	...	...
20	1	...	...
21	1	...	...
22	1	...	...
23	1	...	...
24	1	...	...
25	1	...	...
26	1	...	...
27	1	...	...
28	1	...	...
29	1	...	...
30	1	...	...
31	1	...	...
32	1	...	...
33	1	...	...
34	1	...	...
35	1	...	...
36	1	...	...
37	1	...	...
38	1	...	...
39	1	...	...
40	1	...	...
41	1	...	...
42	1	...	...
43	1	...	...
44	1	...	...
45	1	...	...
46	1	...	...
47	1	...	...
48	1	...	...
49	1	...	...
50	1	...	...
51	1	...	...
52	1	...	...
53	1	...	...
54	1	...	...
55	1	...	...
56	1	...	...
57	1	...	...
58	1	...	...
59	1	...	...
60	1	...	...
61	1	...	...
62	1	...	...
63	1	...	...
64	1	...	...
65	1	...	...
66	1	...	...
67	1	...	...
68	1	...	...
69	1	...	...
70	1	...	...
71	1	...	...
72	1	...	...
73	1	...	...
74	1	...	...
75	1	...	...
76	1	...	...
77	1	...	...
78	1	...	...
79	1	...	...
80	1	...	...
81	1	...	...
82	1	...	...
83	1	...	...
84	1	...	...
85	1	...	...
86	1	...	...
87	1	...	...
88	1	...	...
89	1	...	...
90	1	...	...
91	1	...	...
92	1	...	...
93	1	...	...
94	1	...	...
95	1	...	...
96	1	...	...
97	1	...	...
98	1	...	...
99	1	...	...
100	1	...	...